

HRC37 公式文書

房野 桂 訳

普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/37/15)

日本

序論

1. 人権理事会決議 5/1 号に従って設立された普遍的定期的レビュー作業部会は、2017 年 11 月 6 日から 17 日まで、第 28 回会期を開催した。日本のレビューは、2017 年 11 月 14 日の第 13 回会議で開催された。日本代表団は、岡村善文日本政府人権特命全権大使が団長であった。2017 年 11 月 16 日に開催された第 17 回会議で、作業部会は、日本に関する報告書を採択した。

2. 2017 年 2 月 13 日に、人権理事会は、日本のレビューを促進するために、以下の報告者グループ(トロイカ)を選出した: ベルギー、カタルー及びトーゴ。

3. 人権理事会決議 5/1 号付録のパラグラフ 15 と理事会決議 16/21 号の付録パラグラフ 5 に従って、以下の文書が日本のレビューのために出された:

(a) パラグラフ 15(a)に従って提出された国内報告書または作成された文書によるプレゼンテーション(A/HRC/WG.6/28/JPN/1)。

(b) パラグラフ 15(b)に従って国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)によって準備された編集物(A/HRC/WG.6/28/JPN/2)。

(c) パラグラフ 15(c)に従って OHCHR によって準備された概要(A/HRC/WG.6/28/JPN/3 及び Coor1)。

4. ベルギー、ブラジル、ドイツ、ノルウェー、ポルトガル、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国及びウルグアイによって前もって準備された質問のリストがトロイカを通して日本に伝えられた。これら質問は、普遍的定期的レビューのエキストラネットで閲覧できる。

I. レビュー・プロセスの手続きの概要

A. 検討中の国によるプレゼンテーション

5. 日本は、第二次世界大戦終結以来 70 年以上、民主主義、自由、人権及び法の支配のような基本的価値を重要視してきた。

6. 日本は、普遍的定期的レビューに重点を置き、過去 5 年にわたって、人権を保護し、推進する際の進歩に関して報告する榮譽を与えられた。

7. 日本は、「障害者の権利に関する条約」、「国際的な子ども誘拐の市民的側面に関するハーグ条約」、「国際組織犯罪防止条約」及び「人身取引議定書」を締結した。
8. アジアからの人権理事会理事国として、日本は、「理事会」における決議の提出及び2国間対話を通して、人権保護を奨励してきた。日本は、開発協力も積極的に推進し続けた。
9. 「すべての女性が輝く社会」を実現するために、日本は、「第4次男女共同参画基本計画」と「女性のエンパワーメント促進集中政策」を策定し、「職場への女性の参加と昇格推進法」を施行し、第4回女性集会を開催した。
10. 日本は、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックが、包摂的社会を育成する機会となることを希望し、「すべての国民がダイナミックにかかわる社会」の実現を目的としている。特に、日本は「障害者差別撤廃法」を施行してきた。
11. 日本は、子どもの性的搾取を根絶し、「子どもの性的搾取に対する措置に関する基本計画」を策定し、「刑法」を改正し、「人身取引と闘うための行動計画」を改正し、「組織犯罪の懲罰と犯罪による収益抑制法」を改正するといったような性犯罪と人身取引に取り組む様々な措置を実施してきた。
12. 外国人を含め、すべての人々の人権の保護に関しては、日本は、「ヘイト・スピーチ撤廃法」を施行してきた。
13. 「改正刑事訴訟法」の下で、すべての拘束されている容疑者は、裁判所が任命する弁護団を求める資格があり、「刑事訴訟法」で特定された事件では尋問の視聴覚録音が義務となった。
14. 代替拘束制度に関しては、上記改正の上に、警察による尋問の時間・期間・やり方が国の規則によって管理されるようになった。さらに、拘束の理由または必要性を決定するのは裁判官となった。
15. 日本は、慰安婦問題に関しては、日本と韓国の外務大臣が、問題は「最終的に不可逆的に解決された」ことを確認したと述べた。2国間の協力の下で、その協定に基づいて、元慰安婦の名誉と尊厳を回復し、心の傷を癒すためのプロジェクトが行われてきた。日本は、21世紀を女性の人権が侵害されない時代に作る際に世界をリードするであろう。
16. 日本は、未来志向の建設的な見解の交換を楽しみにしている。

B. 検討中の国による意見交換対話と対応

17. 意見交換対話中に、106か国の代表団がステートメントを出した。対話中に出された勧告は、本報告書のセクションIIにある。
18. オランダは、性犯罪と家庭内虐待の強化された訴追を歓迎した。オランダは死刑執行の一時停止の欠如を残念がった。
19. ニュージーランドは、「障害者の権利に関する条約」の批准を歓迎した。
20. ノルウェーは、職場でのジェンダー差別の欠如と死刑執行に懸念を表明した。
21. パナマは、条約機関への定期報告書の提出を歓迎した。

22. ペルーは、障害者の権利とジェンダー平等及び「人身取引と闘うための行動計画」に関する進歩を評価した。
23. フィリピンは、ジェンダー賃金格差、嫡出子、非嫡出子の間の相続権の格差、女性に対する暴力並びに「国連組織犯罪防止条約」と「人身取引議定書」及び「障害者の権利に関する条約」の批准に対処する措置を歓迎した。
24. ポルトガルは、勧告を行った。
25. カタールは、「障害者の権利に関する条約」の批准、「第4次男女共同参画基本計画」と「人身取引と闘うための行動計画」及び公務員のための人権訓練を歓迎した。
26. 韓国は、歴史の正しい教育が過去の悪行の再発を防ぐために絶対に必要であることを強調して、いわゆる「慰安婦」の問題について懸念を表明した。韓国は、大勢の被害者と市民社会グループが「慰安婦に関する協定」のカギとなる要素を受け入れ難く、不満足であると思っていると述べた。韓国は、「ヘイト・スピーチ撤廃法」の制定についても述べた。
27. モルドヴァ共和国は、子どもの性的搾取の犯罪化、「障害者の権利に関する条約」の批准とその実施法及び「持続可能な開発目標」に対する公約を歓迎した。
28. ロシア連邦は、国籍及び民族的マイノリティに関連する根強い問題及び国家当局によるメディアの自由の侵害についての報告書に懸念を表明した。
29. ルワンダは、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」と「障害者の権利に関する条約」の批准を歓迎し、意思決定の地位での女性の代表者数の少なさに対処する措置を奨励した。
30. サウディアラビアは、「障害者の権利に関する条約」と「国際子ども誘拐の市民的側面に関するハーグ条約」の批准を歓迎した。
31. セネガルは、「第4次男女共同参画基本計画」と性暴力により厳しい懲罰を規定している「改正刑法」を評価した。
32. セルビアは、「障害者の権利に関する条約」とその実施法及び子どもの性的搾取と闘う措置を歓迎した。
33. シエラレオネは、「障害者の権利に関する条約」の批准とその法律の制定、「人身取引と闘うための行動計画」、「第4次男女共同参画基本計画」及び子どもの性的搾取と闘う措置を歓迎した。
34. シンガポールは、「障害者の権利に関する条約」の下での責務を果たすための法律とプログラムの実施、「国際組織犯罪防止条約」の日本での発効及び「人身取引と闘うための行動計画」を推奨した。
35. スロヴェニアは、教科書の改訂を奨励しつつ、ジェンダー平等に向けた法的・政策的進歩を歓迎した。
36. スペインは、「障害者の権利に関する条約」の批准及び「第4次男女共同参画基本計画」を歓迎した。
37. スリランカは、「障害者の権利に関する条約」、「国連国際組織犯罪防止条約」と「人身取引議定書」

- の批准及びジェンダー平等を改善し、子どもの性的搾取と闘うための法的・政策手的措置を評価した。
38. パレスチナ国は、教育を改善し、女性をエンパワーする努力を歓迎した。
 39. スーダンは、「障害者の権利に関する条約」の批准、「人身取引と闘うための行動計画」及び「職場への女性の参画と昇格推進法」を歓迎した。
 40. スウェーデンは勧告を行った。
 41. スイスは、死刑執行の一時停止がないことを残念がり、代用監獄制度に懸念を表明した。スイスは、性的指向に基づく差別の撤廃における進歩を歓迎した。
 42. タイは、「障害者の権利に関する条約」、「国連国際組織犯罪防止条約」と「人身取引議定書」の批准及び人権教育に関する努力を歓迎した。
 43. 東ティモールは、「職場への女性の参画と昇格推進法」、子どもポルノ所持の犯罪化、保健ケアへの普遍的アクセスの推進及び「人身取引と闘うための行動計画」を推奨した。
 44. トーゴは、「障害者の権利に関する条約」の批准とその法律とプログラムへの制定及び「国際的子どもの誘拐の市民的側面に関するハーグ条約」の批准を評価した。
 45. テュニジアは、女性に対する暴力に対処し、子どもの権利を保護し、ハラスメントと闘う、公務員の人権訓練を目的とするプログラムを歓迎した。
 46. トルコは、「第4次男女共同参画基本計画」と公務員の人権教育プログラムを評価した。
 47. ウガンダは、「障害者の権利に関する条約」の批准と「人身取引と闘うための行動計画」を歓迎した。
 48. ウクライナは、国際人権法の国内化に向けたさらなる努力を奨励した。
 49. 英国は、死刑執行の一時停止を採択するよう日本を奨励した。英国は、「国連国際組織犯罪防止条約」と「人身取引議定書」の批准を歓迎した。
 50. 米国は、あるグループに対する差別を減らす努力を歓迎したが、この点で法的ギャップが依然として残っていることを残念がった。米国は、放送メディアを抑制する規制枠組について懸念した。
 51. ウルグアイは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の規定を国内法に含め、女性に対する暴力と闘う手段を歓迎した。
 52. ウズベキスタンは、ヘイト・スピーチとメディアにおける暴力のそそのかしの報告に懸念を表明した。
 53. ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国は、差別を撤廃し、基本的な保健サービスへの普遍的アクセスを推進することに向けた努力と「経済的・社会的・文化的権利国際規約」の批准を歓迎した。死刑を宣告され、執行される人々の数の増加について懸念した。
 54. ヴェトナムは、「障害者の権利に関する条約」の批准と「人身取引と闘うための行動計画」及び「第4次男女共同参画基本計画」を歓迎した。

55. イエーメンは、「障害者の権利に関する条約」の批准及び「第4次男女共同参画基本計画」と「人身取引と闘うための行動計画」を歓迎した。
56. ザンビアは、前回の普遍的定期的レビューの支持された勧告のほとんどが、実施されていないと述べた。
57. アフガニスタンは、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」の批准と職場、教育及び保健ケアにおけるあらゆる形態の差別を防止する努力を歓迎した。
58. アルジェリアは、「障害者の権利に関する条約」の批准、「第4次男女共同参画基本計画」及び性犯罪を罰し、子ども保護を強化し、人身取引と闘う措置を評価した。アルジェリアは、「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」の批准を奨励した。
59. アンゴラは、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」の批准と公務員のための人権教育プログラムを歓迎した。
60. アルゼンチンは、「障害者の権利に関する条約」の批准とその法律への施行を歓迎した。
61. オーストラリアは、「国際子ども誘拐の市民的側面に関するハーグ条約」、「障害者の権利に関する条約」及び「国連国際組織犯罪防止条約」の批准を推奨したが、死刑の継続する実施と死刑執行を待っている者に対する非人間的条件について懸念を表明した。
62. オーストリアは、「障害者の権利に関する条約」の批准と「人身取引と闘うための行動計画」を歓迎した。
63. アゼルバイジャンは、「障害者の権利に関する条約」の批准及び「人身取引と闘うための行動計画」を評価した。アゼルバイジャンは、独立した人権機関を創設するよう日本を奨励した。
64. バーレーンは、「テロ行為の準備とその他の組織犯罪懲罰法」を歓迎した。
65. バングラデシュは、「障害者の権利に関する条約」の批准と「外国人に対する不正な差別的言動撤廃努力推進法」を評価した。バングラデシュは、職場の条件について懸念を表明した。
66. ベラルーシは、「障害者の権利に関する条約」と「国連国際組織犯罪防止条約」と「人身取引議定書」の批准及び「第4次男女共同参画基本計画」を歓迎した。ベラルーシは、子どもの性的搾取、ジャーナリストに対する法的保護の欠如及び最近採択された「特定秘密保護法」に関する根強い問題に対して懸念を表明した。
67. ベルギーは、子どもの権利に関する進歩を歓迎し、ジェンダー平等と女性に対する暴力の領域でのさらなる進歩の必要性を強調した。死刑に関しては、徹底的な公共の討議を推進するよう日本を奨励した。
68. ベナンは、特別手続きとの協力を推奨し、後発開発途上国の経済的・社会的開発のための日本の支援に感謝した。
69. ブータンは、「障害者の権利に関する条約」と「国際的子ども誘拐の市民的側面に関するハーグ条約」の批准を歓迎した。

70. ボスニア・ヘルツェゴヴィナは、「障害者の権利に関する条約」、「国際子ども誘拐の市民的側面に関するハーグ条約」、「国連国際組織犯罪防止条約」及び「人身取引議定書」の批准を歓迎した。
71. ボツワナは、女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃を目的とする「第4次男女共同参画基本計画」を歓迎した。ボツワナは、人種差別を定義する特別法の欠如に留意した。
72. ブラジルは、「特定秘密保護法」に関してジャーナリストへの可能な権利について懸念を表明した。ブラジルは、「障害者の権利に関する条約」の批准と性犯罪に対処する「刑法」の改正を歓迎した。
73. ブルネイ・ダルサラームは、「障害者の権利に関する条約」の批准とこれに続く法律への施行を評価した。
74. 日本は、国連人権メカニズムからのそれぞれの勧告が、「持続可能な開発目標」を含めた様々な側面を考慮に入れて、相当に考慮され、適切に対処されることを強調した。
75. 「多様性の中の統一」---他の差異を受け入れ、尊重する---は、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックの核心となる概念の一つである。
76. 日本は、「障害者差別撤廃法」の実施を監視し、必要な改正を行うであろう。
77. 企業と人権に関しては、日本は、これから国内行動計画を開発し発表するであろう。
78. 日本は、包括的な政策を推進するために、アイヌの代表と「アイヌ政策推進会議」の会合を継続して開催してきた。
79. 子どもポルノに関しては、日本は、取り締まりを強化し、損害を防止し、被害者を支援するための様々な措置を推進してきた。
80. 日本は、高齢者のための福祉施設に特別人権相談センターを設立してきた。日本は、高齢者虐待を受けている高齢者を保護し、法律に基づいて高齢者のケア提供者等を支援する措置を取ってきた。
81. 日本は、2013年12月に非嫡出子に関する「民法」の規定を削除した。日本は、地方の地域社会のみならず、学生の発達段階を考慮に入れて、学校と地域社会で、人権教育を行っている。
82. 日本は、男女とも婚姻年齢を18歳とする法案を、できるだけ早く国会に提出することを考えている。
83. 日本は、同性結婚を認めることまたは国レベルでパートナーシップ制度を導入することに注意深い配慮が払われるべきであることを報告した。
84. 日本は、ミャンマーからの申請者を含め、難民の地位の申請者が、個人の状況のみならず、母国の状況を考慮しつつ、「条約」の難民であるかどうかを適切に調べていると報告した。
85. 「憲法」の第14条は、法の下での平等の原則を保証している。
86. 2014年の行動計画に基づいて、日本は、被害者の保護と支援を強化することを含め、人身取引を根絶するための包括的取組を継続して取っている。
87. 日本は、日本に違法に滞在している人身取引のすべての被害者のために、特別滞在許可を認めてき

た。

88. 「すべての移動労働者とその家族の保護に関する国際条約」の締結に関して、注意深い配慮が必要であった。

89. 日本は、居住の地位を持たない難民の地位の申請者のための暫定滞在制度を有していると述べた。申請が未決である間は、国外追放は停止され、拘束されている場合には暫定的釈放が柔軟に適用されることも報告した。

90. 日本は、2017年11月に、被訓練者の人権を保護するための関連規定と懲罰を有する技術インターン訓練制度に関する新法を制定した。

91. 表現の自由は、報道の自由を含め、「憲法」と国内法で完全に保証される基本的人権であり、政府の役人がジャーナリストに圧力をかけたことはない。「放送法」は、放送局の自治と独立の枠組内で確立され、放送局は最も自由なメディア状況の一つを享受している。

92. 女性に対する暴力に関しては、日本は、法に基づく措置を実施してきた。特に外国人の被害者のために、言語障害が対処されてきた。

93. 日本は、この10年で、医療病院の長期入院患者の数の削減を達成してきた。日本は、地域社会を基盤としたケアのための資金を拡大することにより、精神障害者のための脱施設化を推進している。

94. ブルガリアは、「障害者差別撤廃法」と「人身取引と闘うための行動計画」を歓迎した。

95. カーボヴェルデは、「障害者の権利に関する条約」の批准を歓迎した。カーボヴェルデは、ジェンダー賃金格差を減らし、意思決定プロセスへの女性の参画を増やす手段を取るよう日本を奨励した。

96. カナダは、「国際的子ども誘拐の市民的側面に関するハーグ条約」の批准と実施、性的指向とジェンダー・アイデンティティに関する人権理事会決議に賛成票を投じることによる平等の推進を推奨した。

97. チャドは、いくつかの人権条約の批准を歓迎した。

98. チリは、「子どもの権利に関する条約」に従って、非嫡出子の権利を保障するためにとられた措置について質問した。

99. 中国は、ジェンダー不平等が依然として重大であると懸念を抱いて述べ、「慰安婦」に対する賠償の欠如を嘆かわしく思った。

100. コロンビアは、「職場への女性の参画と昇格推進法」と「国際的子ども誘拐の市民的側面に関するハーグ条約」の批准を歓迎した。

101. コスタリカは、公務員のための人権に関する教育訓練プログラムと人身取引と闘うための措置を評価した。

102. コーティヴォワールは、「障害者の権利に関する条約」と「国際的子ども誘拐の市民的側面に関するハーグ条約」の批准を歓迎した。

103. クロアチアは、「子どもの性的搾取を禁止する措置に関する行動計画」と「国際的子ども誘拐の市

民的側面に関するハーグ条約」と「障害者の権利に関する条約」の批准を歓迎し、体罰と死刑の慣行について懸念を表明した。

104. キューバは、ジェンダー賃金格差と指導的地位での女性の代表者数の低いレベルに留意した。

105. キプロスは、「障害者の権利に関する条約」の批准と「第4次男女共同参画基本計画」を歓迎し、人身取引と闘い続けるよう日本を奨励した。

106. 朝鮮民主主義人民共和国は、差別、ヘイト・スピーチ、大量監視及び表現の自由の制限を含め、根強く続く人権侵害について懸念を表明した。

107. デンマークは、2020年までに死刑の廃止を求める日本弁護士連合会の呼びかけを歓迎した。

108. エジプトは、人権を推進する継続する努力を歓迎した。

109. エチオピアは、人権の推進と保護に貢献している日本の国際協力を評価した。

110. フィンランドは、「障害者の権利に関する条約」と「国際的子ども誘拐の市民的側面に関するハーグ条約」のような条約への最近の加入のみならず、ジェンダー平等を推進する日本の努力を歓迎したが、残る課題には、死刑の廃止が含まれると述べた。

111. フランスは、「国連国際組織犯罪防止条約」、「人身取引議定書」、「国際的子ども誘拐の市民的側面に関するハーグ条約」及び「障害者の権利に関する条約」の批准に留意した。

112. ジョージアは、いくつかの重要な国際条約の批准を推奨した。

113. ドイツは、「障害者差別撤廃法」と子どもと女性の権利を推進する際の進歩を歓迎した。

114. ガーナは、「障害者の権利に関する条約」の批准と「障害者のための基本計画」を歓迎した。

115. グアテマラは、勧告を行った。

116. ハイチは、2つの法律を歓迎した。つまり、一つは離婚した女性が6か月後に再婚する権利を認める法律ともう一つは、障害者に対する非差別に関する法律である。

117. ホンデュラスは、「障害者の権利に関する条約」と「人身取引議定書」の批准を歓迎した。

118. アイスランドは、改善の必要性を強調しつつ、ジェンダー平等を強化し、女性の権利を保護する努力を歓迎した。

119. インドは、「職場への女性の参画と昇格推進法」、「技術インターン訓練プログラム」及び「障害者差別撤廃法」を歓迎した。

120. インドネシアは、前回の普遍的定期的レビューの様々な勧告の実施を評価した。

121. イラン・イスラム共和国は、「障害者の権利に関する条約」の批准、人身取引の犯罪化及び子どもの性的搾取、子どもポルノ及び子ども買春との闘いを歓迎した。

122. イラクは、「障害者の権利に関する条約」の批准及び「職場への女性の参画と昇格推進法」を歓迎した。

123. アイルランドは、LGBT 及び間性の人々のための国の法的枠組の欠如に留意し、広がるジェンダー賃金格差と管理職の地位及び政治的地位での女性の代表者数の少なさに懸念を表明した。
124. イスラエルは、「持続可能な開発目標」を国内的にも国際的にも推進するための日本「持続可能な開発目標」推進本部の設立に言及した。
125. イタリアは、「障害者の権利に関する条約」の批准と日本の初めての反ヘイト・スピーチ法を歓迎した。
126. カザフスタンは、「障害者の権利に関する条約」の批准、「第4次男女共同参画基本計画」、「人身取引と闘うための行動計画」及び「子どもの性的搾取禁止措置基本計画」に留意した。
127. ケニアは、開発途上世界の多くの部分で、経済的・社会的・文化的権利の実施を推進することへの日本の貢献を歓迎した。
128. キルギスタンは、国内法と制度的枠組み強化することにより、人権を推進し保護する努力を歓迎した。
129. ラオ人民民主主義共和国は、「職場への女性の参画と昇格推進法」の実施を歓迎した。
130. リビアは、前回の普遍的定期的レビューからの支持された勧告を実施しようとする努力を歓迎した。
131. リヒテンシュタインは、日本がまだ独立した国内人権機関を設立していないことに留意した。
132. マダガスカルは、「障害者の権利に関する条約」の批准と「第4次男女共同参画基本計画」を歓迎した。
133. マレーシアは、障害者の権利と女性の権利を推進する強化された努力を歓迎した。
134. モルディヴは、「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者差別撤廃法」及び「職場への女性の参画・昇格推進法」を歓迎した。
135. メキシコは、「障害者の権利に関する条約」の批准を歓迎した。
136. モンゴルは、「障害者の権利に関する条約」と批准とその法律への施行を歓迎し、外国人被害者を含め、子ども虐待と女性に対する暴力を防止する努力を強化するよう日本を奨励した。
137. モンテネグロは、多くの子どもの性的搾取がかかわる犯罪に対する刑の宣告の高い中止率について懸念を表明しつつ、「持続可能な開発目標」を達成するための女性と権利の推進とイニシアティブを称賛した。
138. モロッコは、「障害者の権利に関する条約」、「国連国際組織犯罪防止条約」の批准及び公務員のための人権訓練を歓迎した。
139. ミャンマーは、2014年の「障害者の権利に関する条約」の批准とその法律への施行を歓迎した。
140. ネパールは、死刑の継続する利用について懸念を表明しつつ、「第4次男女共同参画基本計画」と「障害者の権利に関する条約」の批准を歓迎した。

141. パラグアイは、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」と「人身取引議定書」への加入及び「障害者差別撤廃法」を歓迎した。
142. パキスタンは、「第4次男女共同参画基本計画」と「国連国際組織犯罪防止条約」と「人身取引議定書」の批准を歓迎した。
143. アルメニアは、公務員のための人権教育プログラムと女性と子どもの権利を推進する措置及び「人身取引と闘うための行動計画」を歓迎した。
144. 日本は、個人通報手続きが注目に値すると考えており、この問題に関して真剣な検討を継続すると報告した。
145. 日本は、性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく人権侵害は、大目に見られるべきではないと述べた。日本は、差別を防止する努力を継続して払ってきた。
146. 福島の状態に関しては、福島の人々のための健康管理調査が、毎年行われている。福島における効果的な職の申し出率は、1:1を超えているが、退去地域における被雇用者の数は、以前のレベルにまでは回復していない。精神衛生ケアが、災害の影響を受けた子どもたちに提供されつつある。
147. 日本は、それぞれの主権国家は、独立して死刑の問題に関して決定を下すことが認められるべきであると信じている。国内の世論、極めて悪質な犯罪の存在及びその他の要因が、死刑を廃止することを不適切としている。一時停止も、法の支配の下では最終判決が公平に、徹底して執行されなければならないので、不適切である。
148. 日本は、医療ケア、暖房、冷房を含め、刑務所の条件を改善する際のその進歩を報告し、死刑を宣告された収容者が適切な条件で扱われていることを示した。
149. 日本は、これまでの討議に基づいて、最も適切な人権救済制度が何かを調査している。311の法律問題局で、14,000名の人権ボランティアのみならず、担当官が、人権カウンセリングと矯正・意識啓発活動に関する活動にかかわっている。
150. 日本は、差別的言動は社会で大目に見られることはないという広範な考えが発展していることを認めた。
151. 日本は、女性のエンパワーメントを推進し、女性が育児をしながら働き続けることができるように、職場の環境を改善することにより、ジェンダー賃金格差をなくすために活動している。
152. 日本は、「女性のエンパワーメント促進集中政策」を策定し、職場での女性の雇用の現状を「可視化」することを通して、女性のエンパワーメントを強化してきた。
153. 日本は、代替拘束制度に関する前述の措置を通して、容疑者の人権を保護する広範な努力を払ってきた。
154. 2015年8月14日の首相のステートメントは、前戦争に関する日本の歴史の承認であった。
155. 日本は、関連法の意図に従って、「高等学校就学支援基金」に朝鮮民主主義人民共和国の学校を指定しないという決定を適切に下した。

156. 「特定秘密保護法」違反で罰せられた人は誰もなく、報道が威圧される状況もない。
157. 日本は、慰安婦問題が、大勢の女性の名誉と尊厳を大変に傷つけた問題であることに気づいており、元慰安婦に対して心よりのお詫びと悔恨の念を述べてきた。
158. 日本は、戦争から生じた賠償、財産、主張の問題は、日本と当該国との間の条約、協定、文書を通して解決されていると述べた。
159. 日本は、軍と政府当局による慰安婦の「強制連行」と慰安婦総数としての「20万人」という数字は、1990年代初期の大規模事実確認調査のどの文書でも確認できなかったと述べた。日本は、慰安婦を「性奴隷」と言及することは、事実に反するので不適切であるとも述べた。
160. 最後に、日本は、建設的で貴重なコメントに対して代表団に感謝し、普遍的定期的レビューと協力し、人権の推進と保護のために努力するというその継続する公約を繰り返した。

II. 結論と勧告

161. 以下の勧告が日本によって調査されるが、第37回人権理事会以降とはならない適当な時に日本は回答を提供する:

- 161.1 国際人権条約に付した既存の留保条件を除去することを検討すること(ウクライナ)
- 161.2 個人の苦情を受け、検討する人種差別撤廃委員会の権限を認めることを検討すること(カザフスタン)
- 161.3 「市民的・政治的権利国際規約」の「第2選択議定書」及び「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰を禁止する条約」の「選択議定書」に加入すること(スロヴェニア)
- 161.4 法律における死刑の廃止を検討し、「市民的・政治的権利国際規約」の「第2選択議定書」の批准を進めること(アルゼンチン)
- 161.5 死刑の廃止を目的とする「市民的・政治的権利国際規約」の「第2選択議定書」批准すること(モンテネグロ)(スペイン)(スウェーデン)(トーゴ)
- 161.6 死刑の廃止を目的とする「市民的・政治的権利国際規約」の「第2選択議定書」を批准し、その間、死刑執行の一時停止を確立すること(クロアチア); 死刑執行の即座の正式の一時停止を確立し、死刑の廃止を目的とする「市民的・政治的権利国際規約」の「第2選択議定書」を批准すること(ドイツ)
- 161.7 死刑の適用に関する一時停止を確立し、「市民的・政治的権利国際規約」の「第2選択議定書」の批准を検討すること(モンゴル)
- 161.8 死刑の廃止を目的とする「市民的・政治的権利国際規約」の「選択議定書」及び「第2選択議定書」の批准を検討し、その間、死刑の宣告を自由刑に切り替えて、死刑の廃止を目的として、執行の正式の一時停止を宣言すること(ウルグアイ)

- 161.9 「市民的・政治的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰を禁止する条約」及び「障害者の権利に関する条約」の「選択議定書」を批准すること(グアテマラ)
- 161.10 「経済的・社会的・文化的権利国際規約」の「選択議定書」に署名し、批准すること(ポルトガル)
- 161.11 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の批准を検討すること(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)
- 162.12 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」及び「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の禁止に関する条約」の「選択議定書」の批准を検討すると(ジョージア)
- 161.13 「移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」及び「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の禁止に関する条約」の「選択議定書」の批准を検討すること(チリ)
- 161.14 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」を批准すること(パナマ)(トーゴ)(トルコ)
- 161.15 法律と慣行における女性に対するあらゆる差別と固定観念と闘う措置を継続して取り、この点で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」を批准すること(ブラジル)
- 161.16 「人、特に女性とこどの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」を批准すること(パナマ)
- 161.17 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とし扱いまたは懲罰を禁止する条約」の「選択議定書」の批准を検討すること(カーボヴェルデ)(ウクライナ)(ウルグアイ)
- 161.18 できるだけ早く、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰を禁止する条約」の「選択議定書」を批准すること(ガーナ)
- 161.19 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰を禁止する条約」の「選択議定書」を批准すること(スペイン)(トルコ)(イエーメン)
- 161.20 「すべての移動労働者とその家族の権利に関する国際条約」の批准を検討すること(ウルグアイ)
- 161.21 「すべての移動労働者とその家族の権利に関する国際条約」を批准すること(エジプト)(キルギスタン)(セネガル)(シエラレオネ)(ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国)、「すべての移動労働者とその家族の権利に関する国際条約」に加入すること(ホンデュラス)
- 161.22 「すべての移動労働者とその家族の権利に関する国際条約」を速やかに批准すること(グアテマラ)

- 161.23 「すべての移動労働者とその家族の権利に関する国際条約」に署名し、批准すること(トルコ)
- 161.24 「すべての移動労働者とその家族の権利に関する国際条約」を批准する目的で、関連機関とステイクホルダーの間の審議を継続し、地域の「条約」の締約国からの代表との討議を拡大すること(インドネシア)
- 161.25 「すべての移動労働者とその家族の権利に関する国際条約」と2011年のILO「家事労働者条約(189号)」の批准に関して真剣な検討を継続すること(フィリピン)
- 161.26 「集団殺害の犯罪の防止と懲罰に関する条約」を批准すること(アルメニア)
- 161.27 侵略の犯罪に関する「国際刑事裁判所設立条約」のカンパラ改正を批准すること(リヒテンシュタイン)
- 161.28 1954年の「無国籍者の地位に関連する条約」と1961年の「無国籍の削減に関する条約」に加入すること(コスタリカ)
- 161.29 1958年の「ILO差別(雇用と職業)条約(第111号)」の批准を検討すること(カーボヴェルデ)
- 161.30 1989年の「ILO先住民族・部族民条約(第169号)」を批准すること(グアテマラ)
- 161.31 「核兵器禁止条約」に署名すること(グアテマラ)
- 161.32 国連条約機関選挙のための国の候補者を選ぶ際に、開放的で、功績に基づく選考プロセスを採用すること(英国)
- 161.33 国民の福利と人権の完全享受のため行われるイニシアティブを実施するために人権理事会との協力を継続すること(チャド)
- 161.34 国際的なかわり、特に教育、保健、下水道及び貧困緩和に関連するかわりにおいて、「持続可能な開発目標」に重点を置き続けること(パキスタン)
- 161.35 東京アフリカ開発国際会議プロセスを通して、アフリカ開発に支援を提供し続けること(シエラレオネ)
- 161.36 とりわけ、SDG3のために11億米ドルを寄付するとの誓約により例証されるように、「持続可能な開発目標」の達成を支援する際に、その指導的役割を継続すること(ブータン)
- 161.37 「パリ原則」に完全に従って、独立した国の人権機関の設立に向けて努力を継続し(ジョージア)、「パリ原則」に従って、国の人権機関を設立する努力を継続すること(マレーシア)(カタール)(ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国)
- 162.38 独立性と「パリ原則」の完全遵守を保障して、「国内人権委員会」を設立する努力を加速すること(オーストラリア)、「パリ原則」を遵守する国内人権機関の設立に向けた努力を加速すること(フィリピン)
- 161.39 政府当局によって人権侵害の苦情を検討し行動する権限を持ち、適切な財源と人的資源をもって、「パリ原則」に沿って、国内人権機関を設立するに必要な手段を取ること(モルドヴァ共和国)

- 161.40 「パリ原則」に従って、「国内人権機関」を設立するために新法の起草を推進すること(コスタリカ)
- 161.41 「パリ原則」に従って、独立した国内人権機関を設立する努力を強化すること(ルワンダ)
- 161.42 「パリ原則」に従って、信頼できる国内人権機関を設立するに必要な手段を取ること(ウガンダ)
- 161.43 「パリ原則」に従って、独立した国内人権機関を設立することを検討すること(ウクライナ)、独立した国内人権機関の設立を考慮すること(アゼルバイジャン)、受け入れられた原則に基づいて国内人権機関の設立を検討すること(エチオピア)、独立した「国内人権機関」を設立する手段を取ること(インド)、「パリ原則」に従って、独立した国内人権機関の設立を検討すること(アフガニスタン)(パナマ)
- 161.44 「パリ原則」に従って、独立した「国内人権機関」を設立すること(チリ)(クロアチア)(フィンランド)(シエラレオネ)、「パリ原則」に沿って公平な国内人権機関を速やかに設立すること(フランス)、人権の推進と保護の「国内機関」の状態に関連する「原則」に従って、独立した「国内人権機関」を設立すること(グアテマラ)、「パリ原則」に沿って、独立した、公平な、信頼できる国内人権機関を設立すること(ケニア)、「パリ原則」に沿って、幅広いマンデートを持ち、資金に見合った独立した国内人権機関を設立すること(ネパール)
- 161.45 「パリ原則」に沿って明確な時間枠内に独立した国内人権機関を設立し、そのマンデートが女性の権利とジェンダー平等をカバーすることを保障すること(リヒテンシュタイン)
- 161.46 日本で「国内人権委員会」を設立する努力を継続するのみならず、「法務局」の作業を強化すること(インドネシア)
- 161.47 「パリ原則」に従って、「国内人権機関」を設立するプロセスを完了すること(カザフスタン)
- 161.48. 独立した国内人権機関と子どもの権利を提唱するためのもう一つの機関を設立すること(イラク)
- 161.49 「パリ原則」に従って、「国内人権機関」を設立し、外国人に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること(スーダン)
- 161.50 人権に対して責任のある国内機関を強化しづけること(モロッコ)
- 161.51 あらゆるレベルで意識を高め、人権について教育する努力を継続すること(モロッコ)
- 161.52 短期的にも、長期的にも、既存の人権教育計画のインパクトを測定する効果的ツールの開発を進めること(イスラエル)
- 161.53 法律執行担当官のための人権教育を拡大すること(ヴェトナム)
- 161.54 その活動分野に関連する人権に関して、法律執行担当官の意識を高め、訓練する努力を倍増すること(カタール)
- 161.55 偏見と差別的行為と闘うために、非差別法と基準の適用について公共サービス職員に効果的

訓練を提供すること(バングラデシュ)

161.56 差別の表れと闘うために立案された様々な法的・実際的措施を採用すること(ロシア連邦)

161.57 国民でない者に対するあらゆる形態の差別を禁止し、抑制する法的措置と女性に対する暴力の原因となる固定観念を撤廃する法律を採用すること(マダガスカル)

161.58 ヘイト・スピーチを明確に禁止し、同意を得ない性行為を罰する目的で、女性、非嫡出子、民族的・国籍上のマイノリティ、及びLGBTIの人に対して差別的な法的規定を撤廃すること(メキシコ)

161.59 年齢、ジェンダー、宗教、性的指向、民族性または国籍に基づくものを含め、あらゆる形態の直接的・間接的差別の禁止を確保する目的で、包括的な差別の定義を含め、幅広く適用できる反差別法を制定すること(オランダ)

161.60 ヘイト・スピーチをも効果的に刑罰化する幅広く適用できる反差別法を確立するために法律を改正すること(シエラレオネ)

161.61 年齢・ジェンダー・宗教・性的指向・民族性に基づくものを含め、差別を禁止する法律を制定し、ジェンダー平等を確保するためにその他の必要な措置が取られることを保障すること(ノルウェー)

161.62 反差別法の実施を改善するプロセスを継続すること(コートジボワール)

161.63 年齢・人種・ジェンダー・宗教・性的指向・民族的出自・国籍に基づくあらゆる直接的・間接的差別を禁止し、制裁を課す包括的な反差別法を制定し、実施すること(ドイツ)

161.64 特に外国人に対するあらゆる形態の差別を禁止する「日本国憲法」第14条第1項に基づき、反差別法を公布すること(ハイティ)

161.65 性的指向と性自認に基づく差別を含め、国際責務と基準に沿って差別と闘う包括的な法律を制定すること(ホンデュラス)

161.66 広く適用できる反差別法を制定すること(イラク)

161.67 被害者を保護するための適切で相当する懲罰規定を伴った反差別法を制定すること(ケニア)

161.68 包括的な法律を制定し、意識啓発キャンペーンによって、あらゆる種類の差別を防止し、これと闘う努力を強化すること(イタリア)

161.69 異なった先住民族との相談を通して、マイノリティと先住民族に対する差別を避け、防止する措置の実施を継続し、深めること(パラグアイ)

161.70 「性同一性障害特例法」の改正を含め、性的指向と性自認に基づく差別に対処する手段を取ること(ニュージーランド)

161.71 性的指向に基づく差別の撤廃に関連する建設的發展を継続し国内レベルで同性婚を認めること(スイス)

161.72 LGBTIの人々の権利を保護し、推進する包括的な反差別法を実施すること(米国)

- 161.73 同性婚の承認を国レベルで拡大することにより、性的指向と性自認に基づく差別を撤廃する地方自治体と民間会社の努力を推進すること(カナダ)
- 161.74 とりわけ、ジェンダー、民族性、肌の色、性的指向及び性自認のためのあらゆる種類の差別に反対する行動の実施を開発しづけること(コロンビア)
- 161.75 性的指向または性自認を含め、あらゆる人のためのあらゆる根拠に基づく差別に対して平等な保護を提供する包括的な反差別法を迅速に導入すること(アイルランド)
- 161.76 差別行為を制裁する適切な法律が効果的に適用され、すべての申し立てられた事件が捜査されることを保障することにより、人種または国籍に基づいて外国人に対する差別と闘う継続中の努力を継続すること(ガーナ)
- 161.77 人種主義と外国人排斥の言説を禁止するための努力を強化すること(サウディアラビア)
- 161.78 あらゆる形態の人種的優越感と憎しみと闘いジェンダー固定観念を撤廃する効果的措置を取り続けること(ウズベキスタン)
- 161.79 他の出自の人々に対する差別を含め、あらゆる形態の差別を根絶する措置を実施し続けること(キューバ)
- 161.80 人種差別を効果的に撤廃するための適切な措置を取り、法律を実施すること(グアテマラ)
- 161.81 法律を効果的に適用し、差別行為を捜査し制裁することにより、人種または国籍を根拠として、公共の場所や施設からの外国人の排斥を撤廃する適切な措置を取ること(イラン・イスラム共和国)
- 161.82 国内法に人種差別の適切な定義を組み入れという問題への対処を含め、人種差別に対するより積極的政策を行うこと(キルギスタン)
- 161.83 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に従って、人種差別の適切な定義を持つ人種差別に関する包括的な法律を制定すること(ボツワナ)
- 161.84 ヘイト・スピーチに適切に対処し、人種、民族性、性的指向、性自認を根拠とした差別を禁止する法律を導入することを含め、マイノリティの権利を保護すること(オーストラリア)
- 161.85 特に学校での教育と意識啓発プログラムを通してこの問題に関する適切な資金の配分を通して、差別とヘイト・スピーチの問題に対処し続けること(マレーシア)
- 161.86 在日韓国・朝鮮人に対する差別とハラスメントを大目に見るすべての国の政策と規則を廃止すること(朝鮮民主主義人民共和国)
- 161.87 性奴隷を含め、人道違反の過去の犯罪に対処する国の法的責任を徹底的に受け入れ、誠意ある措置を取ること(朝鮮民主主義人民共和国)
- 161.88 歴史に向き合い、反省し、「慰安婦」の問題に関して心より謝罪し、被害者に補償を行い、この点で情報への一般の人々の権利を保障すること(中国)
- 161.89 いわゆる「慰安婦」の問題を含め、これからの世代が歴史の真実を学ぶことを確保する努力

を払うこと(韓国)

161.90 日本の会社の海外での活動において人権の尊重を考慮に入れることを保障するために必要な措置
を取ること(アルジェリア)

161.91 人権理事会によって採択された「指導原則」に従って、「企業と人権に関する国内行動計画」
を確立する可能性を検討すること(チリ)

161.92 日本に本部を置く多国籍企業が、人権を侵害しないことを保障するために、「企業と人権に関
する国連指導原則」の実施のための国内計画を策定すること(エジプト)

161.93 日本に本部を置く多国籍企業の人権評価と環境インパクトのために、国連のガイドラインに
従って、国の規制的枠組を確立すること(ハイティ)

161.94 人権侵害を防ぐために、多国籍企業に関する国連のガイドラインに従って国内行動計画を採択
すること(ケニア)

161.95 究極的に死刑を廃止する目的で、死刑執行の一時停止の適用を検討すること(キプロス)、死刑
を完全に廃止する目的で、死刑執行に関する一時停止の導入を検討すること(イタリア)

161.96 死刑廃止に向けた第一歩として死刑執行の一時停止を検討し、すべての死刑宣告を自由刑に
切り替えること(モルドヴァ共和国)

161.97 死刑執行の正式の一時停止を導入する即座の措置を取り、死刑の全面廃止に向けて手段を取
ること(ノルウェー)、死刑執行の法律上の一時停止を導入する措置を取り、死刑の廃止に向けた具体的手
段を取ること(ルワンダ)

161.98 死刑を廃止するために必要な措置を取り、刑の執行の一時停止を確立すること(ヴェネズエラ・ボ
リヴァリアン共和国)

161.99 死刑の完全廃止に向けた第一歩として、死刑の使用の一時停止を確立し、その最終的廃止を
目的として、死刑に関する幅広い公共討議を始めること(ニュージーランド)、死刑の限定的廃止のため
の公式の一時停止を設立し、この問題に関する討議の開催を促進すること(フランス)、廃止を目的とし
て、死刑の使用の一時停止の設立に関する国の討議を行うこと(メキシコ)

161.100 死刑執行の公式の一時停止を確立し、あらゆる犯罪に対する死刑を廃止すること(アイスラン
ド)、死刑執行の正式の一時停止を導入すること(ベルギー)、死刑廃止を目的として、執行の一時停止を
即座に導入すること(スウェーデン)、死刑の最終的廃止が続く執行の一時停止を確立すること(フィンラ
ンド)、死刑の最終的廃止に向けて進むことを目的として、死刑に新しい一時停止を適用すること(スペ
イン)、次回普遍的定期的レビューのセッション前に死刑を廃止する目的で、死刑の適用に一時停止を確
立すること(ブラジル)、死刑廃止に向けた第一歩として死刑執行の正式の即座の一時停止を導入し、国
際人権基準に沿って、すべての死刑の宣告を自由刑に変更すること(オランダ)、死刑の即座の一時停止
を発効させること(デンマーク)、この慣行の完全廃止に向けた第一歩として、適切な法の施行が国家が
死刑執行を行うことを必要としないことを日本の一般の人々に確信させる方法として、死刑の利用に関
する一時停止を確立すること(オーストラリア)

- 161.101 被害者とその家族を支援するにはどうすれば一番良いかにも対処しつつ、一時停止を導入し、死刑の廃止には関する一般の討議を始めさせること(英国)
- 161.102 死刑の廃止を検討すること(東ティモール)
- 161.103 死刑の廃止と死刑執行の即座の一時停止の実施を検討すること(リヒテンシュタイン)
- 161.104 死刑の廃止に関して進歩を遂げること(コロンビア)
- 161.105 死刑を廃止すること(パラグアイ)(ポルトガル)
- 161.106 死刑を廃止し、単独室収容を厳しく制限するために刑務所規則を改正すること(パナマ)
- 161.107 死刑が伝えられてきた場合には、義務的上訴の制度を導入すること(スイス)
- 161.108 とりわけ上訴の要請または裁判のやり直しの主張を保証することにより、死刑を宣告された者の権利の保護を保障すること(フランス)
- 161.109 死刑の改正に関する情報を得た討議を推進する目的で包括的な見直しと勧告のための公式の機関を指定すること(オーストリア)
- 161.110 死刑政策を見直し、死刑の使用の一時停止を強力に検討し、今後の死刑の使用について公共の討議にかかわること(カナダ)
- 161.111 囚人の扱いに関する国際規範と基準に沿わせるために、刑務所の条件を改善すること(スペイン)
- 161.112 医療・歯科ケア、冬の暖房、夏の冷房並びに出される食事の栄養の質に関して、すべての囚人の扱いを改善すること(スウェーデン)
- 161.113 国際的に受容された基準とガイドラインに沿わせるために、刑務所の条件を改善すること(ザンビア)
- 161.114 より良い、より時宜を得た医療・歯科治療、刑務所の寒い冬の温度に耐えるため適切な食糧、囚人への多めの食事の提供によって拘束条件を改善するために、適切な「国連被拘禁者処遇最低基準規則」に従うこと(カナダ)
- 161.115 「ネルソン・マンデラ規則」を含め、刑務所と拘束条件を国際人権規範と基準に沿わせるようにすること(デンマーク)
- 161.116 「国連国際組織犯罪防止条約」及び「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するためのパレルモ議定書」を国内的に適切に実施する際の努力を継続すること(パキスタン)
- 161.117 人身取引と継続して闘うこと(セネガル)
- 116.118 あらゆる形態の人身取引と闘い防止する法的・保護的枠組を継続して強化すること(シンガポール)
- 116.119 特に搾取から女性と子どもを保護するために、包括的な反人身取引の法的枠組みを策定することにより、人身取引と闘う努力を強化すること(タイ)

- 116.120 人身取引のあらゆる事件で捜査、訴追及び適切な制裁をさらに強化すること(トルコ)
- 116.121 人身取引、特に女性と子どもの性的搾取に関連する人身取引と闘う措置を強化すること(アルジェリア)
- 116.122 人身取引と性暴力の被害者の苦情処理メカニズムと保護サービスへのアクセスを改善するさらなる努力を払い続けること(アゼルバイジャン)
- 116.123 人身取引を禁止する努力を倍増し、被害者の保護と補償のための特別行動計画を制定すること(ホンデュラス)
- 116.124 斡旋業者、仲介業者及び雇用主による侵害から移動者の人権を保護する人身取引対策法を制定すること(ケニア)
- 116.125 あらゆる形態の暴力を訴追し、制裁を課し、被害者が即座の救済と保護手段にアクセスできることを保障することにより、外国人女性、マイノリティ女性、先住民族女性に対する暴力に効果的に対処する適切な措置を取ること(イラン・イスラム共和国)
- 116.126 法律によりあらゆる場での体罰を明確に禁止すること(モンテネグロ)
- 116.127 あらゆる場での体罰を明確に禁止すること(ザンビア)
- 116.128 ヘイト・スピーチに関する国連人権メカニズムによる勧告を完全に考慮に入れること(韓国)
- 116.129 メディアの独立性を確保する法的手段を含めた包括的措置(を取ること)(ロシア連邦)
- 116.130 放送メディアを統治する法的枠組、特に政府が「放送法」第4条を見直し、廃止することを検討すること(米国)
- 116.131 放送メディアを規制する独立した行政機関を創設すること(米国)
- 116.132 放送メディアを支配している現在の法的枠組を見直すことにより、メディアの独立を継続して保証し、不当な政府の干渉の法的根拠を除去することによりメディアの独立を強化すること(オーストリア)
- 116.133 自由で独立したマス・メディアの活動のために必要な条件を生み出すに必要な措置を取ること(ベラルーシ)
- 116.134 宗教的少数派の代表の私生活を調査し、侵入する慣行を控えること(ロシア連邦)
- 116.135 拘束される人の権利の保証を含め、司法行政の国内制度を改善し続けること(ロシア連邦)
- 116.136 代替収容制度の廃止に向けた手段として、被告が直ちに弁護士にアクセスすることを許可し、訴追されないままの拘束期間を最大48時間に制限すること(スイス)
- 116.137 代用監獄制度を詳細に見直す目的で、司法と刑事手続きの分野で継続中の改革を続けること(フランス)
- 161.138 生活費をカバーする十分な資金を保証するために、各団体の代表者と相談して、高齢者基

礎年金の改善を考慮すること(ハイティ)

161.139 貧困削減と持続可能な開発に向けた努力を強化すること(東ティモール)

161.140 仕事関連の死亡と自殺を止める目的で、労働時間の延長を制限する規則を強化すること(ボツワナ)

161.141 「技能実習制度」に関して行われる検査のフォローアップとして労働基準違反を矯正する特別措置を採用すること(ポルトガル)

161.142 安全で健全な労働条件への労働者の権利を保護する努力を継続すること(イラク)

161.143 特に健康問題において、被爆二世への「被爆者援護法」の適用を拡大することを検討すること(コスタリカ)

161.144 施設入所、過度の医学的治療、すべての人々の権利、意思、好みを尊重しない慣行につながるものない地域社会を基盤とした、人々を中心とした精神衛生サービスを開発すること(ポルトガル)

161.145 「中・高等学校教育の授業料免除・支援基金」が地方自治体の責任の下にある学校を含め、国のすべての学校に拡大されることを保障すること(ポルトガル)

161.146 万人のための教育就学への完全アクセスを保障し、特に女性と女児の教育へのアクセスに関して、マイノリティ社会が直面するかもしれない障害を除去する努力を継続すること(パレスチナ国)

161.147 女性と女児のあらゆるレベルの教育への平等なアクセスを推進すること(東ティモール)

161.148 女性と女児のあらゆるレベルの教育への平等なアクセスを推進し続けること(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)

161.149 特に女性と女児の質の高い教育へのアクセスを改善し続けることを通して、女性をエンパワーすることを目的とする努力を強化すること(キプロス)

161.150 経済的・社会的・文化的権利委員会と人種差別撤廃委員会の勧告に沿って、差別なく、マイノリティの子どもたちが教育への権利を享受することを保障すること(オーストリア)

161.151 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金制度」を朝鮮人学校に通っている子どもたちに拡大する措置を取り、関連国連条約機関の勧告に従って、朝鮮人学校の平等な扱いを確保すること(朝鮮民主主義人民共和国)

161.152 ジェンダー平等の推進をさらに強化し、あらゆる形態の差別と暴力から女性を保護すること(ミャンマー)

161.153 脆弱なグループ、特に外国人のみならず、女性と子どもを継続して保護すること(セネガル)

161.154 「女性のエンパワーメントのための男性中心型の働き方改革」に特に重点を置いて、「第4

次男女共同参画基本計画」の効果的実施を確保すること(バーレーン)

161.155 「第4次男女共同参画基本計画」を実施することにより、女性の権利保護、ジェンダー平等を推進し、男女共同参画社会を推進する努力を継続すること(ブルガリア)

161.156 「男女共同参画基本計画」の実施を継続すること(キューバ)

161.157 ジェンダー平等を推進・保護する努力を継続すること(アイスランド)

161.158 国内的にジェンダー・エンパワメントと女性の権利を改善する努力を強化し、地域及び世界レベルでの貢献を継続すること(インドネシア)

161.159 特に雇用の分野でジェンダー平等を推進する法的枠組を強化すること(ベルギー)

161.160 国内の女性の被雇用者の業績におけるその経験の好事例を分かち合うのみならず、「女性活躍推進法」の成功する実施に重点を置くこと(ブルネイ・ダルサラーム)

161.161 女性の管理職へのアクセスを含め、ジェンダー賃金格差を狭める積極的措置を取るよう企業を奨励する努力を強化すること(アイルランド)

161.162 関連政府機関と民間の会社によって出された行動計画に述べられた目標の監視を通して、「女性活躍推進法」を実施し続けること(イスラエル)

161.163 女性と女兒のあらゆるレベルの教育への平等なアクセスの推進を含め、女性に対する差別を撤廃すること向けられた努力を強化すること(キルギスタン)

161.164 ジェンダー不平等に対処しドメスティック・ヴァイオレンスと性的搾取と闘い、女性と子どもの権利を効果的に保護する効果的措置を取ること(中国)

161.165 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第一条に沿って、女性差別の包括的定義を採用すること(スロヴェニア)

161.166 女性の管理職へのアクセスを目的とするものを含め、ジェンダー賃金平等を保証する努力を払うこと(パラグアイ)

161.167 職場での女性の存在を認める雇用・和解措置の推進のための積極的政策でこれに対す支援を強化すること(スペイン)

161.168 ジェンダー賃金格差を撤廃す努力を強化すること(スーダン)

161.169 「男女共同参画基本計画」と「女性活躍推進法」の効果的実施を強化し、外国人労働者、特に技能実習生のための合理的賃金と安全な労働条件を保障することにより、差別のないディーセント・ワークを確保すること(タイ)

161.170 女性差別を撤廃する努力を継続し、特に労働市場と給与水準で完全なジェンダー平等を確立すること(テュニジア)

161.171 ジェンダーに基づく賃金の不平等を減らす努力を強化すること(ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国)

- 161.172 ジェンダー同数を維持し、ジェンダーに基づく差別を防止するために、男女ともに同一労働同一賃金を確保する法律を制定すること(インド)
- 161.173 ジェンダー賃金格差と女性の意思決定プロセスへの参画に関する前回の普遍的定期的レビューの勧告 151 と 152 を実施する努力を継続すること(ベナン)
- 161.174 女性に対するあらゆる形態の暴力と闘い、暴力被害者の保護を促進するために支援の条件を生み出す努力を継続すること(アンゴラ)
- 161.175 性暴力を含め、女性と子どもに対する暴力根絶のための作業を継続すること(キルギスタン)
- 161.176 女性と女兒の間の性的搾取を撲滅する包括的取組を強化すること(ラオ人民民主主義共和国)
- 161.177 性的同意年齢を引き上げ、配偶者間の強姦を禁止するための「刑法」をさらに改正すること(ニュージーランド)
- 161.178 特に人身取引との闘いにおいて、子どもと女兒の性的搾取の防止を特に強調して、ジェンダーに基づく暴力を防止し、これと闘う措置を強化すること(パラグアイ)
- 161.179 同性カップルを含め、ドメスティック・ヴァイオレンスのすべての報告を捜査すること(東ティモール)
- 161.180 ドメスティック・ヴァイオレンス防止法の範囲を同棲カップル以外の状況にまで拡大し、配偶者間強姦を明確に犯罪化することにより、性暴力から女性を保護すること(ベルギー)
- 161.181 特に外国人労働者、マイノリティ労働者、先住民族労働者に対するドメスティック・ヴァイオレンスと闘うために、被害者に支援、ケア、虐待に対する救済策があることを保障することを通して、すでに実施されつつある建設的作業を継続すること(モルディヴ)
- 161.182 特に、万人のために婚姻の法的年齢を 18 歳に引き上げることにより、男女間の不平等を減らす措置を取ること(フランス)
- 161.183 女性の婚姻最低年齢を 18 歳に引き上げること(アイスランド)
- 161.184 政治的・行政的・経済的領域で、ジェンダー平等を推進する措置を実施し続けること(スリランカ)
- 161.185 女性、特にマイノリティ女性に一層重点を置いて、民間・公共セクターの意思決定の地位で、男女のための実体的平等の達成を促進する努力を継続すること(パレスチナ国)
- 161.186 体罰の禁止を含め、子どもに対する暴力と闘う努力を強化すること(ロシア連邦)
- 161.187 子どもに対する暴力の包括的抑制により、子どもの福利を推進する行動をとり続けること(セルビア)
- 161.188 非嫡出子の社会的・法的地位に関するすべての差別的規定を修正すること(アルゼンチン)
- 161.189 子どもへの保護と福祉を目的とする法律の導入を含め、この目的の活動を強化する計画を継

続すること(ブータン)

161.190. 「子どもの権利に関する条約」に従って、子どもとの個人的関係と直接の接触を定期的に維持することを両親に認める施行できる国内子どもアクセス・メカニズムを確立すること(カナダ)

161.191 1980年の「国際的子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約」を実施する努力を強化すること(イタリア)

161.192 政府の「子どもの性的搾取等に係る対策の基本計画」の実施と被害者の支援とリハビリテーションを継続すること(スリランカ)

161.193 子どもの性的搾取、子どもポルノと買春と闘う努力をさらに強化し、性的搾取の被害者に支援を提供すること(スウェーデン)

161.194 子どもの性的搾取と闘う措置を通して、2017年4月に採択された「基本計画」を実施することにより、性的虐待と搾取から子どもを保護する努力を継続すること(テュニジア)

161.195 子どもの性的搾取と闘う優先事項に重点を置き続けること(ベラルーシ)

161.196 子どもの性的搾取に関連する犯罪を捜査し、訴追する努力を継続すること(ペルー)

161.197 国内努力に沿って、「障害者の権利に関する条約」の実施を保障すること(ラオ人民民主主義共和国)

161.198 自由を剥奪されている障害者の安全保障と個人の完結性に関する第14条の委員会のガイドラインに従って、「障害者の権利に関する条約」の下でのその責務を完全に実施すること(ニュージーランド)

161.199 「障害者の権利に関する条約」の実施を強化するために、障害者に対する汚名に対処するために必要な改革を行うこと(ウガンダ)

161.200 障害者の権利を推進し、差別を撤廃する努力を継続すること(ブルネイ・ダルサラーム)

161.201 あらゆる形態の差別と暴力から保護するのみならず、教育・保健・職・公共のスペースへのアクセスを提供することにより、障害者の状況を推進し続けること(ミャンマー)

161.202 既存のプログラムを拡大し、すべての障害者の社会への意味ある参加を支援し、推進するために必要な新しいプログラムを導入し続けること(シンガポール)

161.203 精神的・心理的障害者に保健ケア・サービスから利益を受けさせる努力を推進し続けること(リビア)

161.204 国内法の規定に従って、障害者を雇用する関連措置を継続して行うよう民間の企業セクターを奨励し続けること(セルビア)

161.205 民族的マイノリティ---アイヌ、琉球、部落民---がその経済的・社会的・文化的権利を完全に享受できるように、措置を強化すること(ペルー)

161.206 移動労働者の権利の保護と推進のための努力を継続すること(ネパール)

161.207 虐待と搾取の事件を撤廃するために、移動労働者のための法的保護を強化すること(ウガンダ)

161.208 プログラムに参加している移動労働者が日本政府の国際責務に釣り合った完全な保護と支援を受けることを保障するために、「技能実習制度」の監督を強化し続けること(英国)

161.209 移動労働者の虐待的雇用者であると疑われる者を相当に訴追できることを保障すること(バングラデシュ)

161.210 移動労働者とその家族の状況を改善する努力を継続すること(コーティヴォワール)

161.211 移動労働者を含め、脆弱なグループに対する人権保護の意識啓発を規模拡大すること(エチオピア)

161.212 外国人労働者、特に女性外国人労働者の労働条件を推進する措置を継続し、彼らの日本社会への統合を改善すること(ヴェトナム)

161.213 難民の地位決定プロセスが、国際法に沿って、公平で、効果的で、透明性のあるやり方で行われることを保障すること(ケニア)

161.214 住居、財政及びその他の生活支援手段を伴って、影響を受けた人々特に事故当時子どもであった人々の定期的な健康診断を伴って、福島の高い放射線域からの任意の避難者のための支援を提供し続けること(オーストリア)

161.215 その再定住に関する意思決定プロセスへの男女の完全で平等な参画を保障するために、福島第一原発事故の影響を受けたすべての人々に「国内避難民に関する指導原則」を適用すること(ポルトガル)

161.216 福島地域に住んでいる人々、特に妊婦と子どもの最高の水準の身体的・精神的健康への権利を、特に年間1ミリ・シーヴェルトの許容できる放射線量の限界を回復することにより、避難民と住民への支援を継続することにより、尊重すること(ドイツ)

161.217 核兵器の使用のサヴァイヴァーの世代のみならず、福島の核事故の影響を受けた人々のための保健サービスへのアクセスを保証すること(メキシコ)

162. 本報告書に含まれているすべての結論と勧告は、提出国及び検討中の国の立場を反映している。これらは、全体として作業部会によって支持されたものと解釈されるべきではない。

付録: 代表団の構成

日本代表団は、岡村善文日本政府代表、人権特命全権大使が団長を務め、以下のメンバーより成った:

- ・ 井原純一ジュネーヴ国際団体日本代表部特命全権大使
- ・ 志野充子ジュネーヴ国際団体日本代表部次席大使
- ・ Kansuke Nagaoka ジュネーヴ国際団体日本代表部公使
- ・ Hideo Keage 内閣府アイヌ総合政策室
- ・ Kaoru Ikemura(Ms)内閣府男女共同参画局総務課

- ・ Hibiki Tamura 内閣府男女共同参画局推進課
- ・ Shinichiro Handa 警察庁留置業務部
- ・ Kota Takashi 警察庁国際問題部
- ・ Syunsuke Sakamoto 警察庁地域社会安全企画部
- ・ Keiichiro Tao 警察庁刑事問題企画部
- ・ Ryota Shimizu 警察庁公安企画部
- ・ Koichi Fujinami 総務省情報流通行政局
- ・ Junko Irie(Ms)法務省大臣官房
- ・ Yuzuru Hamano 法務省大事官房国際室
- ・ Yukihiro Saito 法務省矯正局
- ・ Hirokazu Kayawake 法務省人権擁護局
- ・ Dai Saito 法務省人権擁護局
- ・ Noriaki Hashimoto 法務省入国管理局
- ・ Kaori Miichi(Ms)法務省刑事局
- ・ Kazuhiro Kurihara 法務省刑事局
- ・ Shiori Nakayama(Ms)法務省刑事局
- ・ Shun Kudo 文部科学省初等中等教育局
- ・ Yusuke Nakashima 文部科学省大臣官房国際課
- ・ Yutaka Gota 文部科学省大臣官房国際課
- ・ Yusuke Matsubara 防衛省防衛政策局日米防衛協力課
- ・ Akira Oka 防衛省地方協力局沖縄調整課
- ・ Masatoshi Sugiura 外務省総合外交政策局人権人道課
- ・ Naoko Uraoka(Ms)外務省外交政策局人権人道課
- ・ Takeshi Ozaki 外務省外交政策局人権人道課
- ・ Hiromi Otsuki(Ms)国際機関日本代表部一等書記官
- ・ Minae Tsuchiya(Ms)国際機関日本代表部一等書記官
- ・ Tomoko Kubota(Ms)国際機関日本代表部一等書記官
- ・ Hiroshi Takami 国際団体日本代表部参事官

人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の状況での
重複し、重なり合う形態の差別が女性と女兒によるすべての人権の完

全享受に与えるインパクトに関するパネル討論概要報告書 (A/HRC/37/28)

国連人権高等弁務官報告書

I. 序論

1. 人権理事会は、その決議 32/17 号に従って、2017 年 9 月 25 日に、人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の状況での重複し、重なり合う形態の差別が女性と女兒によるすべての人権の完全享受に与えるインパクトに関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/35/10)の結果を討議し、可能な勧告を調べるために、3 時間のパネル討論を開催した。本概要報告書は、同決議に従って準備されたものである。このパネル討論中に、参加者たちは、女性と女兒の公的参加とエンパワーメントの状況で、ジェンダー規範、人種差別、宗教的不寛容及び外国人排斥の間の接点を探求した。参加者たちは、重なり合う差別と暴力が、女性と女兒、特にアフリカ系の女性と女兒、先住民族の女性と女兒、マイノリティに属する女性と女兒及び移動者である女性と女兒がその人権を享受する能力に与えるインパクトを調べた。討論は、とりわけ、ディーセント・ワークと適切な生活水準への権利、質の高い教育と保健ケアにアクセスする権利及び暴力を受けずに生活する権利に触れた。参加者たちは、さらに、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の状況で、貧困の中で暮らしている女性と女兒の状況を討議した。
2. パネル討論は、上記高等弁務官報告書に基づき、国家とその他のステイクホルダーが、好事例を分かち合い、法的保護、適切な政策、関連機関の作業、データと調査の存在、意識啓発及び監視と説明責任を含め、残るギャップを討議する機会であった。
3. ジュネーヴの国連及びその他の国際団体へのブラジルの代表部大使 Maria Nazareth Farani Azevedo がパネルの司会を務めた。パネルは、Hilary Gbedemah 女子差別撤廃委員会委員、Carlos Augusto Viafara Lopez コロンビア del Valle 大学経済学部教授、Warda El Kaddouri 研究者で元ベルギー国連青年代表及び Anastasia Crickley 人種差別撤廃委員会議長のような専門家より成った。
4. パネル討論のウェブキャストはアーカイブに入れられており、<http://webtv.un.org> で閲覧できる。

II. 国連人権副高等弁務官のステートメント

5. 開会演説で、副高等弁務官は、不平等な機会と人間開発に対する障害は、人のアイデンティティの一つの側面に基づく差別のせいにするには減多にできないことを強調した。人々は、基本的な人間の尊厳を否定する重複し、重なり合う形態の差別に普通直面する差別的慣行に最も悪影響を受ける。副高等弁務官は、集められたデータは女性の人権の実現において重要な進歩を示しているが、データが人種または民族的出自、国籍、障害及びマイノリティまたは移動の地位のような人間の条件のその他の側面に関してより細かく調べられると、深刻な不平等が表れてくことを強調した。マイノリティ・グループの女性は、貧困の中で暮らし、保健サービス、住居及び質の高い教育へのアクセスが少なく、暴力を経験し、自分の地域社会と公的な意思決定への参画が限られている可能性がより高い。副高等弁務官は、そのような異質の不公平な成果が、増加し、重複する形態の差別の結果であり、地域全体にわたっ

て見られると論じた。

6. 頑迷、差別及び外国人排斥は、国際社会の長年の呼びかけと公約から生じた国際人権規範と基準に反するものである。「2030 アジェンダ」は、特にジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することに関する「目標 5」及び国の中及び国と国との間の不平等を減らすことに関する「目標 10」を通して機会の平等を確保し、差別をなくすという呼びかけの最近の権威ある反復である。副高等弁務官は、万人が享受しないとき、社会・経済制度が努力、貢献または業績によってではなく国籍、人種及びジェンダーによって階層化された社会を生み出すとき、開発は持続可能なものとはならないと述べたが、これは重要なことであった。副高等弁務官は、「2030 アジェンダ」は立派な理由があって人権に基づいている、つまり、周縁化と排除を牽引する人権侵害は、平和で繁栄する世界には居場所がないからであると論じた。

III. パネリストの発言の概要

7. 司会者は、重複し、補強しあう差別の根拠が、貧困と暴力につながり、女性と女児にその人権を否定すると述べた。司会者は、こういった課題に対処する解決策を出すよう加盟国を奨励した。

8. 「重なり合う差別」の定義を省察して、Ms. Gbedemah は、これは不平等の層を生み出すことを助長する差別の 2 つまたはそれ以上の制度が結びついた結果として、女子差別撤廃委員会によって理解されていることを説明した。彼女は、女性移動労働者、無国籍女性、難民女性及び亡命女性、民族的・宗教的・言語的マイノリティに属している女性及び農山漁村女性並びに人道状況で暮らしている女性に関する委員会の調査結果、勧告及び法律学のいくつかに言及した。紛争状況では、女性と女児は、暴力、特に性暴力の特別な危険にさらされている。そのような状況では、特定のカースト、民族性、国籍、宗教の国内避難民女性と難民女性は身分証明のない者、民族的・宗教的・言語的マイノリティ・グループとしてのその地位を根拠として紛争時には虐待の高い危険にも直面している。

9. Ms. Gbedemah は、重なり合う差別と暴力を認める複雑な要因のいくつかをさらに分析した。これには、(a)問題とその程度に対する意識の欠如、(b)貧困、(c)民族性に基づくデータ収集の禁止を含めた特定のグループの女性の状況に関連した統計情報の欠如、(d)立法及びその他の措置の欠如、(e)不適切な資金の配分が含まれた。意思決定プロセスへの女性のかかわりの欠如、家父長的慣行と規範、教育、保健ケア、貸付施設及び地域社会サービスの司法とサービスにアクセスする際の障害も、重なり合う差別を可能にするカギとなる要因として明らかにされた。

10. Mr. Viafara Lopez は、蓄積する差別がいかに女性と女児の社会的・経済的権利に影響を与えるかを説明した。コロンビアにおけるアフリカ系女性と女児に対する差別に関するその調査に言及して、彼は、ジェンダーに基づく差別が社会的不平等の主導的原因の一つであるが、人種的または民族的出自がジェンダー平等をさらに悪化させると論じた。アフリカ系コロンビア女性と女児は、その社会的・経済的権利の享受に複雑な否定的影響を及ぼすジェンダーと人種差別を含めた重複し、重なり合う形態の差別の被害者である。彼は、民族的地位、社会的背景及び教育のような個々の要因が社会経済的地位と社会的移動性に与える重要性を強調した。個々の要因は、教育機会に大きなインパクトを持ち、従って、職業上の達成にもインパクトを与える。例えば、女性と女児の間の学校からの落ちこぼれ率は、社会的出自によってさまざまである。アフリカ系の女性と女児は、コロンビアの他の人口に比べて学校から落

ちこぼれる可能性がより高い。アフリカ系女性は、白人の男性よりも未熟練労働をする可能性が13%高く、白人女性よりも8.6%高い。アフリカ系女性は、白人男性よりも大学の学位を得る可能性が58%少なく、アフリカ系男性よりも32%少ない。人種差別から生じる不平等な機会は、例えば保健ケアと雇用のようなその他の社会的に価値のある品物やサービスへの女性と女兒のアクセスに影響を及ぼす可能性が高く、これが彼女たちの全体的な人権の享受を制限している。

11. 人種とジェンダーに基づく蓄積した不利な条件と取り組む積極的優遇措置政策または特別措置はアフリカ系女性のためのジェンダー平等を達成するための適切な取組として明らかにされた。しかし、現在までに採択された公共政策の中には、民族的・人種の配慮を見逃しているものもあり、従ってその効果を減じている。Mr. Viafara Lopez は、マイノリティと特定のグループの女性と女兒を特に目的とした政策を有すことの重要性を強調した。積極的優遇措置政策は、市場ではなくて国家によって牽引されるべきであり、キャンペーンは、ジェンダーと民族性及び女性にとってのより良い雇用機会の点でよりバランスの取れた職場を確保するために行われるべきである。アフリカ系女性の所得創出機会は、その全体的な状況を改善する手助けとなるであろう。

12. Ms. El Kaddouri は、大衆迎合主義的言説の上昇と人種主義・人種差別・外国人排斥の増加する表れが、女性と女兒の権利に与えてきたインパクトに関してコメントした。ムスリム女性は、彼女たちが性、人種及び宗教を含め、重複する根拠で差別されていることを仮定すれば、ある国々では最も脆弱な社会グループの一つである。彼女は、ムスリム女性が人種主義と性差別主義のヘイト犯罪の被害者であるというますます増加する数の報告に言及した。ヴェールのような宗教的または伝統的シンボルを身につけることに関する制限は、女性が自由に自分の衣服を決定し選ぶ能力に影響を及ぼし、その他の権利の享受を制限している。

13. Ms. El Kaddouri は、ヘイト犯罪とヘイト・スピーチが女性に与える二重の否定的インパクト、特に暴力的なヘイト犯罪とヘイト・スピーチの場合には身体的・心理的トラウマを指摘した。しかし、構造的差別は、排除、無価値、劣等感、疎外感の感情を生んで、心理的インパクトを持つ。これは女性が失業したりまたは失業したままであったりするときには、経済的インパクトも持ってきた。社会に貢献したり参加したりしないことから生じる頼りなさの感情は、女性の自信に悪影響を及ぼし、精神病を引き起こしてきた。Ms. El Kaddouri は、マイノリティと移動の背景を持つ女性の労働市場への低い参画率について、さらに懸念を提起した。

14. Ms Crickley は、ジェンダー平等と人種差別との間の重なり合いの複雑な否定的影響のインパクトを調べる際に、人種差別撤廃委員会のパイオニア的役割を強調した。彼女は、この現象を調べるために組織的取組を用いることにかかわるよう委員会が締約国に要請した人種差別のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第25号(2000年)に言及した。一般勧告第25号の採択以来、委員会の作業から引き出された結論をコメントして、Ms. Crickley は、委員会は、人種差別とジェンダー差別との間の明確な相関関係を示すことができると述べた。委員会は、特別措置を通して重なり合う差別に重点を置き、構造的差別に適切に対処するために必要であると彼女が信じる介入を直接対象にするようにとの勧告を定期的に各国に提供してきた。委員会は、重なり合う差別に直面している女性が遭遇する課題に対する不適切な対応という結果となったジェンダー差別と人種差別との間の関連性に払われる注意が不十分であることに気付いている。データは依然として乏しいままであるが、国の定期報告書という形態で委員会に提

出される情報は、拘束中であろうと武力紛争中であろうと、特定の民族グループの女性に対して行われる性暴力、女性家事労働者の虐待及びレイプ・サヴァイヴァーの汚名が依然としてトピックであり、世界のいくつかの部分で劇的に増加してきたことを確認してきた。

15. 委員会は、アフリカ系の女性とマイノリティに属する女性の場合に、ジェンダー差別と人種差別の重なり合いにますます注意を向けてきた。委員会は、人種差別に対する移動女性、特に移動家事労働者の脆弱性も明確に観察してきた。Ms. Crickley は、パネル討論が、「2030 アジェンダ」採択2周年に当たって開催されているという事実を歓迎した。人権の文言が、依然として重なり合う差別の検討の中心であることが重要である。「持続可能な開発目標」は、特に「目標5」と「目標10」の状況で、人種差別に対処するユニークな機会を提供している。重なり合う差別に対処するには、それぞれの目標がジェンダーの視点を通して特徴づけられることが必要であろう。「持続可能な開発目標」の先を見越して、Ms. Crickley は、重なり合う差別に関して進歩を遂げるためには、その存在が名付けられ認められなければならない、関連データが収集される必要があり、最も周縁化された人々が対象とされる特別措置が取られる必要があることを強調した。

IV. 人権理事会理事国、オブザーヴァー国及びその他のオブザーヴァーの代表による発言

16. 続く討論で、代表団の中には、女性と女兒に対する暴力が、いまだに主要な懸念の問題であると述べたところもあった。厳格な国際法的枠組にもかかわらず、国々は、既存の法律や条約の実施における課題に直面している。彼らは、包括的に重なり合う差別に対処する努力のかなりの欠如にさらに懸念を表明した。代表団は、女性が重複し重なり合う根拠に基づいて差別と暴力を経験するとき、さらなる周縁化と比較的高い人権侵害と虐待の危険に直面していることを幅広く認めた。例えば、中には、刑事司法制度の重なり合う差別のインパクトを強調し、関連する人権侵害をなくすためにさらなる行動化が必要であると述べたところもあった。

17. 代表団の中には、ますます目立つようになった人種的分裂の再発について懸念を提起したところもあった。彼らは、集められた形態の人種主義、人種差別及び外国人排斥が、女性と女兒に与える不相応な影響、意識啓発の必要性及びあらゆる形態の不寛容の問題に向き合う必要性を述べた。

18. 代表団の中には、国際人権規範の完全実施へのその公約を再び述べ、課題に対処することの重要性を認めたところもあった。周縁化された地域社会及び特定のグループの女性と女兒の状況に向けた規定や措置を採用する必要性が強調された。例えば、アフリカ系の女性、先住民族女性及び国籍または民族・宗教・言語マイノリティの女性の特別なニーズを考慮に入れる公共プログラムと政策の採用を勧めたところもあった。意思決定への女性と若い人々の参画を確保する必要性が、繰り返し強調された。発言者たちは、さらに、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進が、女性に対する重なり合う差別を撤廃するための前提条件であることを認めた。この関係で、文化的に配慮した取組を用いて、裁判官、法律執行機関及び保健ケア提供者の能力を強化する必要性が強調された。

19. 代表者たちは、誰も取り残さないという「2030 アジェンダ」の約束を守るためには、重なり合い重複する差別を受けている個人と集団が、その人権が保証されていることを保障するために、最大の注意を払われる必要があると述べた。代表者たちは、介入を立案して実施し、進歩を測定するために分類データを収集することの重要性を強調した。彼らは、普遍的定期的レビューの状況で人権条約機関によっ

て出される勧告を含め、人権メカニズムの勧告の実施も奨励した。ほとんどの代表団は、「ダーバン宣言と行動計画」、関連人権理事会決議、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」及びアフリカ系の人々に関する専門家作業部会の作業を実施することの重要性を繰り返し述べた。

20. ほとんどの発言者は、汚名と偏見を克服し、すべての個人が平等に尊重される多様な社会を築く際に、教育を最高のものとして評価すると述べた。代表団の中には、人種主義を根絶する努力は、早期の教育レベルから始まるべきであると述べたところもあった。教材は、汚名を着せることや差別を撤廃する際に役立つ。発言者たちは、国家が人権教育と意識啓発に投資しなければならないことで合意した。

V. パネリストによる回答とまとめ

21. まとめの中で、パネリストたちは、女性と女兒に対する重複し、重なり合う差別と暴力と闘うには、教育と労働の領域での強化された努力と女性、特に周縁化されたグループの女性の意思決定へのさらなる参画が必要であろうことを強調した。

22. Mr. Viafara Lopez は、それぞれ、社会的差別にもジェンダー差別にも厳格な枠組は存在するけれども、その重なり合いに当てはまるものはほとんどないと述べた。従って、彼は、経済的達成度を高めるための労働統合政策と関連した教育の達成度を高めるための教育政策の採用を勧告した。彼は、アフリカ系の女性、先住民族女性及びその他のグループの女性に対する差別と取り組むために、政策の実施に責任のある者の能力と意識を強化する必要性を強調した。

23. Ms. Gbedemah は、女子差別撤廃委員会が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の下で利用できる権利と救済策に対する意識を高めることを首尾一貫して要請してきたと述べた。意識啓発は、証拠に基づくデータで特徴づけられなければならない、だからこそ委員会は、アフリカ系女性、先住民族女性及びマイノリティ女性の状況に関する統計データを提供するよう締約国に定期的に求めてきた。彼女は、「2030 アジェンダ」を実施するために、関連データを集めることが各国にとって重要であることを強調した。委員会は、特にジェンダー平等の憲法上の保証と意思決定への女性の効果的参画との間のギャップを埋めるために、不利な立場にあるグループの女性が直面する差別と暴力に対処する効果的措置も要請してきた。彼女は、民主主義と開発は、継続する差別の状況では達成できないことを強調し、あらゆるレベルでの制度的強化と料金が高額で質の高い司法サービスへのアクセスを保障することを含め、重複し、重なり合う形態の差別と闘うための適切な資金の配分と資金提供を訴えた。

24. Ms. Crickley は、各国がその人権責務に対して認識している必要があり、苦情申し立ての欠如が必ずしも問題の欠如を指摘しているのではないことを強調した。人々が差別と憎悪の行為をどのように報告するかを知らないまたは怖がっていることを意味する可能性がより高い。差別を経験している女性は、意思決定に参画する権利と機会を持つべきである。「2030 アジェンダ」に関しては、すべての国々が「あらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約」の下で要請されている型のデータを収集することが重要である。Ms. Crickley は、適切な注意が重なり合う差別に払われることを保障するために、様々な根拠の差別と取り組んでいる人権メカニズムの間の密接な意見交換を勧告した。刑事司法制度における女

性に関しては、彼女は、既存の国際条約が、完全に実施されるべきであることを強調した。彼女は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をまだ批准していない国々に、即座に批准するよう要請した。

25. まとめとして、Ms. El Kaddouri は、重なり合う差別にどう対処するかに関して3つの勧告を行った。第一に、彼女は、ジェンダー差別と人種差別は、別々に対処することはできないと論じた。国家が、最も脆弱で差別されている女性グループを明らかにし、その状況に関してデータが収集されることが極めて重要である。第二に、彼女は、侵害に直面した時に自分の権利と救済メカニズムについて人々を教育することの重要性を繰り返し述べた。第三に、政策策定プロセスに周縁化された女性の社会グループをかかわらせることを勧告した。

26. Ms. Farani Azevedo は、討論が、政府がどのように女性と女兒に対する重なり合う差別と闘っているかに関する多くの元気づけられる見解の記憶を自分に残してくれるであろうと述べた。多くの代表団は、課題に言及したが、彼女は、女性と女兒の包摂と参加がこれら課題を克服するカギであり、女性と女兒に対する重なり合う形態の差別に対処することは、「持続可能な開発目標」の完全実施に貢献するであろうと信じていた。彼女は、パネル討論が女性と女兒に対する重なり合う差別に重点を置いて人権理事会の状況で開催された初めてののものであると述べ、討論のフォローアップが保証されることが極めて重要であると述べた。

子ども買春・子どもポルノ・その他の子どもの性的虐待資料を 含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者報告書 (A/HRC/37/60)

事務局メモ

人権理事会決議 7/13 号と 34/16 号に従って準備された報告書の中で、子ども買春・子どもポルノ・その他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者は、2017年3月に理事会に提出された前回報告書以来の活動の全体像を提供している。本報告書には、代理母と子どもの売買に関するテーマ別調査と子どもの売買をどのように禁止し、どのように防止するかに関する勧告も含まれている。

I. 序論

1. 本報告書は、人権理事会決議 7/13 号と 34/16 号に従って提出されるものである。本報告書には、2017年3月に人権理事会に提出された前回報告書以来の子ども買春・子どもポルノ・その他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者の活動に関する情報が含まれている。本報告書には、代理母と子どもの売買に関するテーマ別調査も含まれている。

II. 活動

A. 国別訪問

2. 特別報告者は、2017年5月8日から15日までドミニカ共和国への訪問を行った¹。彼女は、2017年11月8日から16日まで、ラオ人民民主主義共和国への訪問も行った²。ラオ人民民主主義共和国への訪問の報告書は、第40回人権理事会に提出される。特別報告者は、訪問前及び訪問中の協力に対して両国政府に感謝している。

3. アイルランド政府は、2018年5月14日から21日までの特別報告者の訪問に同意しており、マレーシア政府は、2018年9月24日から10月1日までの訪問を承諾している。特別報告者は、訪問を承諾したことに対して両国政府に感謝し、両ミッションのための準備としての建設的対話を楽しみにしている。彼女は、2019年の訪問のための日程を提案するようにインド政府にも勧めている。

B. その他の活動

1. 会議とステイクホルダーとのかかわり³

4. 2017年10月4日に、特別報告者は、ローマの教皇グレゴリアン大学の子ども保護センターが開催した「デジタルの世界での子どもの尊厳に関する世界会議」でオンラインの子どもの性的虐待に関するセッションで議長を務めた。

5. 2017年10月10日に、特別報告者と人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者は、紛争と人道危機の状況での売買、人身取引及びその他の形態の搾取に対する子どもの脆弱性に関する合同報告書を第72回総会に提出した⁴。2017年10月11日に、彼女は、国連子ども基金(ユニセフ)と国連への欧州連合の代表団とニューヨークのウルグアイ国連代表部によって開催された、子どもに対する暴力を防止し、努力を集中し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のターゲット 16.2の実施に関する進歩を追跡する手助けをすることに関するパネル討論に参加した。

2. 通報

6. 報告期間中に特別報告者によって送られた6つの通報の概要は、特別手続きの通報報告書に出ている。

III. 代理母と子どもの売買に関する調査

A. 目的、範囲及び方法論

7. 子ども買春・子どもポルノ・その他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者のマンデートには、「子どもの売買に関連する事柄」が含まれている⁵。特別報告者の最近の2の報告書は、「子どもの性的搾取」を超えた問題に不適切な注意が払われてきたときに生じた「ギ

¹ A/HRC/37/60/Add.1 を参照。

² www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22416&LangID=E を参照。

³ 2017年2月から7月までの特別報告者の活動に関しては、A/72/164 を参照。

⁴ A/72/164 参照。

⁵ 人権委員会決議 1990/68 を参照。

ギャップ」に対処してきた⁶。従って、第 71 回総会への特別報告者の報告書は、強制労働の目的での子どもの売買に重点を置き⁷、第 34 回人権理事会への報告書は、違法な養子縁組に重点を置いていた⁸。

8. 本調査は、代理母の状況での子どもの売買に関してさらなるそのような「ギャップ」に対処するものである。これは、特別報告者が「国際的な商業的代理母取り決めに関連して根強く続いている国際的な規制の空白がこの方法で生まれた子どもをその権利侵害に対して脆弱なままにしておき、この慣行がしばしば子どもの売買となる」とすでに述べている違法な養子縁組に関する調査の合理的フォローアップである⁹。子どもの権利委員会は、代理母が子どもの売買に繋がり、または子どもの売買となることがあるという、似たような懸念を首尾一貫して表明してきた¹⁰。

9. 従って、本調査は、代理母取り決めが、国際人権法の下で、子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」によって定義されているように、子どもの売買となる時を調査するものである。この調査は、明確で特化した国際規範が現在欠けている状況での代理母に関する広範な政策を見直すものである。この調査は、規制のない状況でも、規制された状況でも、虐待的な慣行の存在に留意している。子どもの売買を禁止する基本的規範の合法性と合理性を強化するために、調査は、代理母に関連するので、この禁止の実施に関する分析と勧告を提供する。

10. 「代理母制度」とは、親になろうとする者と代理母が妊娠し、懐胎し、子どもを産むことで合意する「第三者」の生殖慣行の形態を言う。代理母協定には普通、代理母が法的に身体的に親としての地位と親の責任をとどめることなく子どもを引き渡すという期待または協定が含まれる¹¹。代理母は、普通、生殖技術の支援の状況での---体外受精及び懐胎(または完全)代理母(代理母が遺伝的に子どもと無関係な場合)胎児の譲り渡し、及び伝統的(または部分的)代理母(代理母が遺伝的に子どもに関係している)のための人工授精の状況で起こる。生殖細胞も、親になろうとしている者でもなく代理母でもない者から購入または「寄贈」によって得ることができ、従って親になろうとする者は、遺伝的に子どもに関係しているかも知れないし、いないかも知れない¹²。

11. 本調査に含まれている子どもの売買の分析は、国際的・国内的代理母制度、伝統的・懐胎的代理母制度、商業的・利他的代理母制度にも当てはまる。この調査は、国際基準による子どもと子どもの権利の売買の禁止及び現代の代理母制度の慣行の下で生じる保護の問題に集中している。女性の権利にとっての代理母制度の意味合いは、子どもの権利と女性の権利に影響を及ぼす問題または規制または施行の問題を解明するある明確な権利侵害に関するものを除いて、本調査の範囲を超えるものである。特別報

⁶ A/71/261、パラ 15 を参照。

⁷ 同上、パラ 16。

⁸ A/HRC/34/55 を参照。

⁹ 同上、パラ 52。

¹⁰ CRC/C/OPSC/USA/CO/2、パラ 29; CRC/C/IND/CO/3-4、パラ 57(d); CRC/C/MEX/C/4-5、パラ 69(b); CRC/C/OPSC/USA/CO/3-4、パラ 24 及び CRC/C/OPSC/ISR/CO/1、パラ 28 を参照。

¹¹ 私的国際法に関するハーグ条約(HCCH)、「国際代理母取り決めから生じる問題に関する予備報告書」(2012 年 3 月)、<https://assets.hcch.net/does/d6ff8eecd-f747-46da-86c3-61074e9bq7fe.pdf> より閲覧可能。

¹² 同上。もし体外受精と胎児の引き渡しに代理母の卵子を用いるならば、伝統的代理母ともなるであろう。

告者は、家父長的保守主義に根がある場合を含め、文化的・政治的・経済的及びその他の目的で女性の身体を道具化することを通して女性を差別することは受容できないと述べてきたその他の人権専門家の立場を繰り返している¹³。特別報告者は、人権に基づく規範と基準を開発し、虐待と侵害を防止するために、さらなる調査で、代理母制度と女性及びその他の当該ステイクホルダーの人権に与えるそのインパクトに貢献するよう、その他の人権メカニズムと国連機関を奨励している。本報告書の中の何物も意思決定における女性の自立または性と生殖に関する女性の権利を制限するものとして解釈されるべきではない。

12. 本調査は、国際的専門家及び関連国際団体からの寄稿から利益を受けた。特別報告者は、2017年11月1日に、ジュネーブで、代理母制度に関する専門家会議を開催した。特別報告者は、イタリアのヴェロナ大学の法学部で、2017年5月に国際社会サービスによって開催された代理母制度に関する専門家会議にも参加した。特別報告者は、調査を開発する際の寄稿に対して、国際社会サービスの代理母プロジェクトの核心となる専門家グループのメンバーに特に感謝したいと思っている。特別報告者は、子どもの権利委員会、欧州会議及び民事国際法に関するハーグ会議の作業を見直すことから利益を受けてきた。特別報告者は、様々な国へのそのミッションからも洞察を得てきた。

B. 緊急の問題

13. 生殖慣行としての代理母制度は増えてきている。実際、国家間の養子縁組の数が減り、ますます国際基準に従うようになるにつれて、国際的な代理母制度の取り決めの数は国際基準がないまま急激に増加してきた¹⁴。従って、1980年代と1990年代の国家間の養子縁組のように、代理母制度は、需要に牽引される制度が子どもの権利を危険にさらすかもしれない懸念の領域として立ち現れてきている¹⁵。「新興経済国で、他国のより豊かな親になろうとする者のために子どもを産む代理母にかかわる慣行は、国家間の養子縁組に関する予備報告書で論じられたものと似た側面を有する」という「不安」と懸念もある¹⁶。

14. 国際的な代理母制度の取り決めの国境を超えるパターンは様々である。普通、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、イタリア、ノルウェー、スペイン、英国及び米国を含めた先進国の親になろうとする者は、カンボディア、インド、ラオ人民民主主義共和国、ネパール及びタイのような開発途上国の代理母との商業的な国際的代理母制度の取り決めにかかわってきた¹⁷。しかし、カリフォルニア及びその他の米国の管轄区は、ジョージア、ロシア連邦及びウクライナがそうであるように、一連の異なった国境を超える関係を生み出して、商業的な国際的な代理母制度取り決めの中心地と

¹³ A/HRC/32/44、パラ 106(a)を参照。

¹⁴ Katarina Trimmings 及び Paul Beatmont 編、*国際的な代理母制度の取り決め*(2013年)、439, 441 及び 442 頁。

¹⁵ J.H.A. van Loon、「国家間の養子縁組報告書」、予備文書第1号、セクション E、51-55 頁、http://assets.hcch.net/upload/adoption_rpt1990vloon.pdf; HCCH、「国際的な代理母制度の取り決めから生じる問題に関する予備報告書」; 連邦裁判長 Pascoe(オーストラリア)、「国家間の代理母制度---新しい形態の人身取引」、www.austlii.edu.au/au/journals/FedJSchol/2012pdf; Chantal Saclier(国際社会サービス)、「子どもと養子縁組: どの権利、誰のもの?」、ユニセフ、*イノセンティ・ダイジェスト 4: 国家間の養子縁組*、12-13 頁。

¹⁶ HCCH、「国際的な代理母制度の取り決めから生じる問題に関する予備報告書」、パラ 5 並びに脚注 28。

¹⁷ Trimmings 及び Beaumont、472 頁。

なっている¹⁸。さらに、中国の親になろうとする者は、頻繁に、東南アジアと米国での商業的代理母制度にかかわっている¹⁹。こういったパターンすべてが人権問題を提起する。

15. 代理母制度を管理する国内法は、禁止から容認まで全範囲にわたって様々である。この多様性は、国の国境を越えて起こり、代理母制度が時には主として地方の法律で規制されているので(例えば、オーストラリア、メキシコ及び米国)、時には国境内でも起こる²⁰。フランスとドイツのような最も禁止の強い管轄圏では、商業的・利他的制度及び伝統的・懐胎制度を含め、あらゆる形態の代理母制度を禁止している²¹。オーストラリア、ギリシャ、ニュージーランド、南アフリカ及び英国を含めた代理母を管理する法律を有するほとんどの管轄圏は、「商業的」、「営利」または「有償の」代理母制度を禁止しているが、明確に、または暗黙の裡に「利他的」代理母制度を認めている²²。ほんのわずかな数の国々が、国民または外国人の親となろうとする者のために商業的代理母制度を明確に認め、このようにして国内及び国際的商業的代理母制度のセンターとなることを選択している²³。カンボディア、インド、ネパール及びタイ並びにメキシコの州タバスコは、商業的な国際代理母制度取り決めのセンターとして役立つ国または管轄圏の例であるが、最近では、一般的に、虐待的な慣行に依って、そのような取り決めに禁止または制限する手段を取ってきている²⁴。しかし、ジョージア、ロシア連邦及びウクライナ並びに米国のいくつかの州は、一定期間、国際的代理母制度取り決めのセンターとして残ることを選択してきた²⁵。

16. 代理母制度を管理する法律も、大規模なものから存在しないものまで、範囲は様々である²⁶。代理母制度には歴史的先例があるが²⁷、現代の慣行は、新しい生殖機会を提供するのみならず、新しい法

¹⁸ 311-324, 357-366 及び 464-469 頁。HCCH、「国際的な代理母制度の取り決めから生じる問題に関する予備報告書」、脚注 94 も参照; HCCH、「国際的な代理母制度の取り決めから生じる法的な親の地位と問題」(2014年3月)、パラ 130、<https://assets.hcch.net/docs/bb90cfd2-a66a-4fe4-a05b-55f44b009cfc.pdf> より閲覧可能; *Re D(子ども)* (代理母制度) [2014年] EWHC2121(Fam)(ジョージア)。

¹⁹ 以下の脚注 22-24 を参照。

²⁰ Trimmings 及び Beaumont、25, 256 及び 257 頁; Courtney Joslin(報告者)、統一した親の資格法作成委員会(2016年2月8日)、3-6 頁、www.uniformlaws.org/shared/docs/parentae/2016feb8_AUPA_Memo_Revision%20Drafting%20Committee%20Surrogacy.pdf より閲覧可能。

²¹ Trimmings 及び Beaumont、119-143 頁。

²² 同上、454 頁; HCCH、「国際的な代理母制度取り決めから生じる問題に関する予備報告書」、パラ 18; John Pascoe 裁判長(オーストラリア)、第 3 回法的国際家族法年次大会、中国、上海、2014年9月17-20日、www.federalcircuitcour.gov.au/wps/wem/connect/fccweb/reports-and-publications/speeches-conference-papers/2014/paper-pascoe-international-commercial-surrogay より閲覧可能。

²³ John Pascoe 裁判長(オーストラリア)、第 3 回法的国際家族法年次会議; Trimmings 及び Beaumont、443-454 頁。

²⁴ 「私のこくさ志位法に関するハーグ会議」、*Mededelingen van de Koninklijke Nederlandse Vereniging voor Internationaal Recht*、第 144 号(2017年); Audrey Wilson、「アジアの代理母がいかにして国境を越え商売となったのか」、*南中国モーニング・ポスト*、www.scmp.com/week-asia/society/article/2096675/how-asias-surrogate-mother-became-cross-border-business より閲覧可能。

²⁵ Trimmings 及び Beaumont、357-365、及び 443 頁。ジョージアに関しては、HCCH、「国際代理母制度取り決めから生じる問題に関する予備報告書」脚注 94 を参照; HCCH、「国際代理母制度取り決めから生じる法的な親の地位と問題の調査」、パラ 130; *Re D(子ども)*(代理母制度)[2014]EWHC2121(Fam)。

²⁶ Trimmings 及び Beaumont、443-454 頁。

²⁷ David Smolin、「子どもの売買としての代理母制度」、*Pepperdine 法律レビュー*、第 43 卷(2016年)、265、289-302 頁、https://works.bepress.com/david_smolin/19/ より閲覧可能。

的・倫理的ディレンマも導入する支援生殖技術の台頭に関連している。従って、法律は発達する技術と慣行についていくのが難しいとはよく言われることである²⁸。例えば、アルゼンチン、ベルギー、グアテマラ、アイルランド及び日本のような多くの国々及び米国の多くの管轄圏は、禁止であれ、許可であれ、代理母制度に関する法律をこれまでは施行できないでおり、裁判所や権限のある当局が、代理母制度の発達する慣行に対して独自の対応を開発できないままである²⁹。代理母制度に特化した法律の欠如で、代理母制度の取り決めは、しばしば、親の地位、親権停止と養子縁組を管理する既存の法律を利用してまとめられている³⁰。代理母制度に関してより明確に法律で定めてきた管轄圏は、包括性と明確性の程度において様々である。代理母制度に対処する明確で包括的な法律の欠如は、搾取的慣行を伴って、無規制の商業的代理母制度が発達することにもつながる³¹。

17. 親になろうとする者たちは、しばしば、オーストラリア、フランスまたはイタリアのような、商業的代理母制度を禁止している管轄圏から旅をしてきて、自分の母国の管轄圏に代理母から生まれた子どもを連れて戻ってくることを求める。そのような旅は、意図的に禁止法を逃れ、関連管轄圏にディレンマを生み出す³²。権限のある当局と裁判所は、しばしば、一方または双方の管轄圏で違法な国際代理母制度の取り決めを事実の後で有効にするよう求められる状況に置かれる³³。これら代理母から生まれた子どもたちの権利を保護する必要がディレンマに加わる³⁴。親になろうとする者への同情と彼らの家族を形成したいという望みがさらに問題を複雑にしている。代理母、特に貧困、無力、教育の欠如、重複する形態の差別のために搾取に対して特に脆弱である状況で、代理母を行っている者に対する懸念が、国家が直面しているディレンマを厳しいものにする³⁵。

18. 国際的な商業的代理母制度のネットワークは、法律が変わるにつれて、管轄圏から管轄圏へと素早く動いていく。実際、時には、体外受精と胎児の移植が、一つの国で行われ、親になろうとする者が第三の国からきている状態で、代理母は出産のために第二の国に移される³⁶。従って、国際基準の開発と実施の必要性は明らかである。

²⁸ 例えば、Pascoe 連邦裁判長、「代理母による親の地位の台頭」、第 24 回法律アジア会議、韓国、ソウル、2011 年 10 月 10 日、セッション 6(ベンジャミン裁判官を引用)、www.federalcircuitcourt.gov.au/wps/wem/connect/fccweb/reports-and-publications/speeches-conference-papers/2011/speech-pascoe-lawasia-2011 より閲覧可能。

²⁹ Trimmings 及び Beaumont、5-24, 49-83, 162-174, 219-230, 247-253 及び 391 頁; 欧州会議「欧州連合加盟国における代理母制度の体制に関する比較調査」(2013 年)、206 頁、[www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document.html?reference=IPOL-JURI_ET\(2013\)474403](http://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document.html?reference=IPOL-JURI_ET(2013)474403) より閲覧可能。

³⁰ 同上。

³¹ 上記脚注 10 で引用された出典を参照; 並びに Trimmings 及び Beaumont、442 頁; HCCH、「国際的な代理母制度取り決めから生じる問題に関する予備報告書」。

³² HCCH、「国際的代理母制度の取り決めから生じる問題に関する予備報告書」、パラ 25, 28, 31 及び 32; 欧州人権裁判所---*Mennesson* 対フランス、申請第 65192/11 号、2014 年 6 月 26 日の判決; *Labassee* 対フランス、申請第 6594/11 号、2014 年 6 月 26 日の判決; *Paradiso* と *Campanelli* 対イタリア、申請第 5358/12 号、2017 年 1 月 24 日の欧州司法裁判所判決。

³³ HCCH、「国際的代理母制度の取り決めから生じる合法的な親の地位と問題の調査」、パラ 215 を参照。

³⁴ *Re X* 及び *Y*(外国の代理母制度)[2008]FWHC3030(Fam)、パラ 22、Hedley 裁判官による。

³⁵ HCCH、「国際的代理母制度の取り決めから生じる法的親の地位と問題の調査」を参照。

³⁶ Audrey Wilson、「アジアの代理母はどのようにして国境を超える商売となったのか」。

19. この未解決のディレンマは、国家にとっても国際社会にとっても緊急の懸念を生み出してきた。国内の禁止を逃れる為に国際的代理母制度が行われるときに生み出されるディレンマと人権へのインパクトを主として懸念するものもあれば、管理する国際法または国内法の欠如のためにおこる虐待的慣行を主として懸念する者もある。この観点から、必要な解決策は、明確に代理母制度を規制する国際的・国内的法的枠組である³⁷。

20. 利他的な代理母制度も商業的代理母制度も合法化し、規制することを勧告する者もある。希望は、規制的枠組とつながった合法化が、隠れたまたは無規制の代理母制度の慣行の害悪と侵害を避けつつ、すべての当事者の権利、尊厳及び利益を保護することであろう。人間の尊厳の懸念または代理母制度は本来搾取的であり、現在の権力の不均衡の状況では、これはいつも搾取的なものであるとの考えに基づいて、あらゆる形態の代理母制度を禁止するべきであると論じる者もある。国家の法律や慣行に示されているように、最も頻繁に好まれる答えは、商業的代理母制度は普通子どもを商品化し、代理母を搾取するとの考えに基づいて、利他的代理母制度は認めるが、商業的代理母制度を禁止することであった³⁸。欧州会議が、立場を取ることができなかつたことは、圧倒的多数が、商業的代理母制度を禁止するかまたはすべての代理母制度を禁止することに味方したが、結局は、これら立場の間の分裂のためにいかなる立場も取らなかつたので、対立の深刻さを例証している³⁹。

21. たとえ禁止に関する様々な選択肢の間で合意に達することができるとしても、「適切な」規制の問題は同様に分裂するものである。従って、親の地位の決定、最高の利益の決定を行うかどうか、代理母制度の財政的側面の規制、「代理母」の地位及びその用語、アイデンティティと出自へのアクセスの権利の実施、親になろうとする者の適正の検討、遺伝的つながりの重要性、契約と裁判所の役割のような、基本的な規制の問題に関して基本的な意見の不一致がある。従って、代理母制度を合法化し規制することに賛成する者たちでさえ、適切な形態の規制については完全には意見が一致しないかも知れない⁴⁰。

22. この論争のさなかで、本調査は、単純な前提として、安全な避難所を明らかにしている。つまり、すべての国家には、子どもの売買を禁止し、これを防止する保証を生み出す責務があるということである。子どもの売買を禁止し、防止する必要はすべての代理母制度についての政策論議に答えを出すものではないが、許される取組の範囲を狭めるものである。

23. この子どもの売買禁止への重点は、代理母制度を規制するときに、国家と国際社会が子どもの売買及びその他の人権侵害を合法化し、正常化する危険に対応するものである。規制法に対する要求、子どもに対する需要及び豊かな成長する代理母産業の影響の最中で、制定される規制法が基本的人権を損なう恐れがある。適切な制限なしに、人権に対する配慮もなく、世界的に国内の親の資格命令を認めよとの要求は、商業的代理母制度を認めるような取組を持ち、搾取に対して脆弱な当事者の権利を保護でき

³⁷ HCCH---「国際的代理母制度の取り決めから生じる問題に関する予備報告書」及び「国際的代理母制度の取り決めから生じる法的な親の地位と問題についての調査」を参照。

³⁸ HCCH、「国際的な代理母制度の取り決めから生じる問題に関する予備報告書」、パラ 18 を参照；上記脚注 22 の 2014 年の Pascoe 裁判官によるものも参照。

³⁹ 「ハーグ会議の作業に関する最新情報」、102-103 頁と脚注 32-33 を参照。

⁴⁰ HCCH、「国際的代理母制度の取り決めから生じる問題に関する予備報告書」及び「国際的代理母制度の取り決めから生じた法的な親の地位と問題の調査」を参照；アメリカ弁護士協会報告書を参照(下記を参照)。

ない規制を持つ大多数の管轄圏が、人権を侵害する慣行を世界的に正常化するという関連する危険を提起する⁴¹。

24. 代理母制度、特に商業的代理母制度には、しばしば虐待的慣行がかかわる。さらに、既存の代理母制度の法的体制には、国際的な子どもの売買の禁止並びにその他の人権規範に違反する慣行を合法化することを意味するものもあるので、人権規範の合理性に対して直接的な課題となる。さらに、商業的代理母制度に対するこれら法的体制を支援して出される議論の多くは、もし受け入れられれば、違法と考えられている養子縁組のようなその他の分野の慣行を合法化することにもなる。従って、国際法であろうと、国内法であろうと、または承認の原則を通して、この型の規制的な法的体制が受け入れられるようになれば、確立された人権規範や基準を損なうことにもなる。

25. 国際社会は、養子縁組の状況で開発されるものを含め、子どもの権利の規範と基準の開発において得られる利益を放棄することはできない。先の十数年で、国際社会は、子どもに対する大人の需要を満足させることに基づき、商業的利益と財政的奨励策に牽引され、実際には生みの親の脆弱性を搾取する養子縁組制度に直面した⁴²。これに reacting、国際社会は、子どもの最高の利益が養子縁組に関して「最高の配慮」であると主張し⁴³、国家間の養子縁組の財政的側面の厳しい規制を要求する基準を生み出し⁴⁴、脆弱な生家を保護することを求め、養父母となろうとする者が子どもに対して権利を持つことを否定してきた⁴⁵。養子縁組に関連するこれら規範の実施は難しかったが、基準設定、監視及び遵守の点で重要な進歩が遂げられてきた⁴⁶。

26. しかし、商業的な代理母産業とその提唱者たちは、養子縁組に関して国際社会が拒否した種類の制度は代理母制度に関しては受け入れられるものと主張してきた。従って、商業的代理母産業とその提唱者たちは、子どもに対する大人の需要に主として対応するための市場に基づく制度として商業的代理母制度が全世界で受け入れられるべきであり、それによって親権は主として契約によって決定されると主張している。例えば、40万人以上の弁護士を代表するアメリカ弁護士協会は⁴⁷、国内的にも国際的にも商業的代理母制度を提唱している⁴⁸。アメリカ弁護士協会の立場は、それが商業的国際代理母制度の取り決めと世界的に活動している仲介者を提唱しているので国際的に重要である。

27. アメリカ弁護士協会は、「金銭のために、子どもを代理母制度を通して委託することは、市場を意味す

⁴¹ アメリカ弁護士協会、報告と決議 112B、

https://www.americanbar.org/content/dam/aba/uncategorized/family/Hague_Consideration.authcheckdam.pdf を参照。

⁴² 例えば、Saclier、「子どもと養子縁組」、12-13 頁、及び van Loon、「国家間の養子縁組報告書」を参照。

⁴³ 「子どもの権利に関する条約」第 21 条を参照。

⁴⁴ 同上、第 21 条(d); 1993 年の「ハーグ条約」、第 4 条(c)(3)、第 8 条及び第 32 条; 及び HCCH、「国家間の養子縁組の財政的側面に関するメモ」(2014 年)、<https://www.hcch.net/en/publications-and-studies/details4/?pid=6310> より閲覧可能。

⁴⁵ 1993 年「ハーグ条約」、第 4 条; 及び Saclier、「子どもと養子縁組」、12-13 頁。

⁴⁶ 「子どもの権利に関する条約」第 20-21 条; 1993 年の「ハーグ条約」; 及び A/HRC/34/55 を参照。

⁴⁷ https://www.americanbar.org/about_the_aba.html を参照。

⁴⁸ アメリカ弁護士協会と決議を参照。「協会」は米国政府を代表しているわけではなく、米国には許可している管轄圏も禁止している管轄圏もあることに留意するべきである。

ることは否定できない」と述べている⁴⁹。アメリカ弁護士協会は、「市場に基づくメカニズムが、国際代理母制度が効率的に働くことを認めてきた」と述べて、この「市場」を称賛している⁵⁰。アメリカ弁護士協会は、子どもの最高の利益の基準を代理母制度に適用することに反対し⁵¹、親になろうとする者のほとんどの形態の持続可能性の検討や親としての適正の評価を拒否し⁵²、代理母や生殖体の提供者に対する補償の上限を拒否し⁵³、代理母機関の許可の要件を拒否し⁵⁴、出生記録や出自情報への権利を拒否し⁵⁵、「代理母制度条約のモデル」としての1993年の「国家間の養子縁組に関連する子ども保護・協力ハーグ条約」を拒否し⁵⁶、代理母制度に関する二国間条約を拒否している⁵⁷。アメリカ弁護士協会は、「いかなる形態の国際代理母制度市場そのものに重点を置くことは間違いである」と述べている⁵⁸。実際、アメリカ弁護士協会は、いかなる代理母制度に関する国際文書も人権問題を扱わないことを要請し⁵⁹、従って、「人権侵害を減らす目的での代理母産業の規制」を拒否している⁶⁰。もしこの立場が支持されるならば、養子縁組に関連する子どもの権利の規範と基準を開発する際の進歩が消えてなくなり、新世代の人権侵害が出現するであろう。

28. 養子縁組と代理母制度との間にはかなりの違いがあり、養子縁組に当てはまるすべての規則が代理母制度に当てはまるわけではない。しかし、ある人権原則は、子どもの売買の禁止⁶¹、最高の配慮事項としての子どもの最高の利益⁶²、子どもに対する権利の欠如⁶³、財政取引に関連する厳しい規制と制限⁶⁴、アイデンティティへの権利と出自へのアクセス⁶⁵及び搾取からの保護⁶⁶を含め、双方に当てはまる。本報告書は、市場と契約に基づく形態の商業的代理母制度の大規模な慣行によって生み出される圧力に

⁴⁹ アメリカ弁護士協会報告書、9頁。

⁵⁰ 同上、11頁。

⁵¹ 同上、15-16頁。

⁵² 同上、4, 17-18頁。

⁵³ 同上、20-21頁。

⁵⁴ 同上、20頁。

⁵⁵ 同上、21-22頁。

⁵⁶ 同上、15頁。

⁵⁷ 同上、4-5頁。

⁵⁸ 同上、14頁。

⁵⁹ 同上、1頁。

⁶⁰ 同上、7頁。

⁶¹ 「子どもの権利に関する条約」第35条; 及び子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する「子どもの権利条約」の「選択議定書」を参照。

⁶² 「子どもの権利に関する条約」第3条、21条。

⁶³ Saclier、「子どもと養子縁組」、12-13頁; 及び Van Bueren、*子どもの権利に関する国際法*「1995年」。

⁶⁴ 「子どもの権利に関する条約」、第21条(d); 1993年の「ハーグ条約」、第4条(c)(3)、8条及び32条; 及び HCCH、「国家間の養子縁組の財政的側面に関するメモ」を参照。

⁶⁵ 「子どもの権利に関する条約」、第7条、8条及び9条を参照。

⁶⁶ 同上、第35条; 子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」; 及び2000年の「人身取引議定書」。

対してこれら人権を維持する必要性に重点を置く。

C. 代理母制度の虐待的慣行

29. 代理母制度の状況での虐待的慣行は十分に文書化されている。例には、インドとタイの代理母を雇っているオーストラリアとイスラエルの起訴された性犯罪者⁶⁷、タイとインドで16名の幼児の出生に、11名の代理母を雇用している金持ちの**日本人男性**⁶⁸、タイでの代理母から生まれた障害を持つ幼児の遺棄⁶⁹及びインドでの双子の誕生で「過度」の代理母から生まれた幼児の遺棄または売買⁷⁰が含まれる。商業的代理母制度ネットワークは、国内法を避けるために国の国境を越えて、時には妊娠中の代理母を移送し、ある場合には、15名のヴェトナムの女性がタイ当局に発見され、解放され、子ども農場計画の状況での人身取引につながった⁷¹。

30. これら虐待の多くは、無規制の状況で、しばしば西欧諸国からの親となろうとする者がかかわる、開発途上国の脆弱な代理母と接触するもうけが目的の仲介者を雇う場合に起こる⁷²。しかし、虐待的慣行は、噂によれば十分に規制された商業的代理母制度の管轄圏でも起こる。例えば、2人の著名な代理母制度弁護士が、国際的な代理母制度取り決めのセンターであるカリフォルニアの赤ん坊を売る一味の中で刑事的に有罪となった⁷³。政府当局によれば、代理母制度弁護士が、「彼女とその共謀者が、一人10万ドル以上で売るためのまだ生まれていない赤ん坊の目録を作成するために懐胎者を利用した」ことを認めた⁷⁴。有罪となった弁護士は、虐待的な慣行に関しては、自分は「腐敗した」「10億ドルの産業」の「氷山の一角」であると地方のメディアに語った⁷⁵。

31. カリフォルニアのもう一つの事件、*Cook 対 Hording 事件*⁷⁶は、規制のある商業的代理母制度管轄圏で、故意による規制の省略を明らかにしている、つまり「法律は、誰が代理母を務めることができるか(胎児に遺伝的に関連していないことを要求することを超えて)、または誰が懐胎者の役を勧誘してもよいかに関して何の条件も設けていない…所得の最低限、知性、年齢または能力は、代理母にもまたは親

⁶⁷ 例えば、www.geneticsandsociety.org/article.php?id=6933; www.abc.net.au/news/2014-08-06/baby-gammys-father-convicted-on-more-than-20-child-sex-charges/5653502; 及び[2016]FCWA17、www.famklycourt.wa.gov.au/_files/Publications/2016FCwA17anon.pdf を参照。

⁶⁸ Samantha Hawley、タイで日本人男性代理母により16名の父親となる、2014年9月9日、www.abc.net.au/news/2014-09-10/japanese-surrogacy-man-has-another-baby/5732856 を参照

⁶⁹ [2016]FCWA17 上記脚注 67 による、を参照。

⁷⁰ 例えば、www.bionews.org.uk/page_460525.asp 及び <http://nymag.com/thecut/2015/03/dark-side-of-international-surrogacy.html> を参照。

⁷¹ <http://www.prior/stories/2011-03-18/underworld-upending-asian-baby-farm> 及び www.scmp.com/week-asia/society/article/2096675/how-aisas-surrogate-mothers-became-co-cross-border-business を参照。

⁷² 上記脚注 67-71 に引用された筋を参照。

⁷³ Smolin、「子どもの売買としての代理母制度」、328-330 頁。

⁷⁴ 連邦捜査局、「赤ん坊を売る一味逮捕」。 <https://archives.fbi.gov/archives/sandiego/press-releases/2011/baby-selling-ringpbusted> より閲覧可能。

⁷⁵ Rory Devine 及び R. Stickney、「有罪となった代理母制度弁護士」。 www.nbcsandiego.com/local/Theresa-Erikson-Surrogacy-Abuse-Selling-Babies-14942313.html より閲覧可能。

⁷⁶ <https://www.scribd.com/document/315077548/Cook-v-Harding-Dismissal-Order> を参照。

になろうとする者にも要求されていない。」⁷⁷

32. Cook の場合、代理母機関は、47 歳の代理母を 50 歳の独身の父親になろうとする者にマッチさせた。3 つの胎児が移植され、3 つ子の妊娠につながった。父親になろうとする者が、危険度の高い 3 つ子の妊娠の経費を支払うことを渋り、減数手術も要求した時に争いが生じた。代理母契約には、減数手術の決定は、親となろうとする者によってなされるとの普通の規定が含まれていた。代理母は、減数手術を拒否した⁷⁸。従って、「C.M.の弁護士は、減数を拒否することにより、契約に違反することになりその下での金銭的損害を負わねばならないことを書面で Cook に知らせた⁷⁹。減数手術に従うことを拒否する代理母は「生まれてく子どもの...(ための)治療費」を含め、金銭的損害に対して責任を負うことも論じられている⁸⁰。

33. 従って、代理母制度規制が、契約を施行し、親となろうとする者のために子どもを獲得し、産業の利益を維持し、わざとほとんどの子どもまたは代理母の保護を拒否するために立案されている管轄圏もある。こういった種類の契約に基づくモデルは、組織的な虐待的慣行につながる。実際、こういった契約に基づく法的体制は、子どもの権利委員会が子どもの売買につながることもであると警告している出生前の親の地位の契約上の決定の種類が含まれるので子どもの売買につながる⁸¹。

D. 国際的法的枠組

34. 「締約国」は、いかなる目的であるにせよ、いかなる形態にせよ、子どもの誘拐、子どもの売買、子どもの人身取引を防止するあらゆる適切な国内・2 国間・多国間措置を取るものとする」と「子どもの権利に関する条約」の第 35 条に述べられている。「いかなる目的であるにせよ、いかなる形態にせよ」という句は重要であり、代理母制度も条項の禁止に対す例外ではない。家族の形成は、「子どもの誘拐、売買、または人身取引」を通して成し遂げられてはならない。

35. 子どもの売買の禁止は、子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の第 1 条に明確に述べられている。「選択議定書」の第 2 条(a)は、「報酬を得るためまたはその他の配慮で、子どもが人または人のグループによって他人に引き渡される行為又は取引」と子どもの売買を定義している。「子どもの権利に関する条約」及び子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の前提は、子どもの売買はそれ自体が、性的搾取または労働搾取のような「条約」の下でのその他の権利侵害を証明しなければならないことなく、重大な害悪であり権利侵害であるということである⁸²。

⁷⁷ 同上、6 頁。

⁷⁸ <https://www.sctibd.com/document/315077548/Cook-v-Harding-Dismissal-Order> を参照。

⁷⁹ <https://www.sctibd.com/document/315077548/Cook-v-Harding-Dismissal-Order>、8 頁を参照。

⁸⁰ Dov Fox、「代理母契約、中絶条件及び親権許可」。

⁸¹ CRC/C/OPSC/USA/CO/2、パラ 29; CRC/C/IND/CO/3-4、パラ 57(d); CRC/C/MEX/CO/4-5、パラ 69(b); CRC/C/OPSC/USA/CO/3-4、パラ 24; 及び CRC/C/OPSC/ISR/CO/1、パラ 24 を参照。

⁸² John W Tobin、「禁止するかまたは認めるかするために：国際的な商業的代理母制度の慣行に対する人権対応は何か?」、*国際比較法クォーターリー*、第 63 巻、第 2 号(2014 年)、メルボルン大学法学部調査文書第 689 号、18-21 頁及び 24-27 頁、https://papers.ssrn.com/so13/papers.cftn?abstract_id=2476751 より閲覧可能。

36. 1991年の「国家間の養子縁組に関する子どもの保護と協力についてのハーグ条約」は、「子どもの権利に関する条約」の第35条と子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の第1条が、「本条約の目的は、…これらの保証が尊重され、それによって子どもの誘拐、売買及び人身取引を防止するために、締約国の間の協力の制度を確立することである」と述べて、家族の形成(国家間の養子縁組のような)の方法に当てはまることを確認している。

37. 「子どもの権利に関する条約」は、国内の養子縁組と国家間の養子縁組に関する国の政策の許容できる多様性を想定している。従って、国家の中には、国内の養子縁組も国家間の養子縁組も家族の形成の良好な方法と考えているところがあれば、国内法でどちらか一つの養子縁組または両方の養子縁組を規定していないところもある⁸³。1993年の「国家間の養子縁組に関連する子どもの保護と協力に関するハーグ条約」は、政策の違いにかかわらず、国家は、家族の形成の手段として、子どもの誘拐、売買、人身取引を防止するための保証を生み出さなければならないことを明確にしている。この原則は、代理母制度にも当てはまる。この点で、子どもの権利委員会は、適切に規制されなければ、代理母制度は子どもの売買となることもあると述べて、代理母制度の影響を受けている国家を検討する際に首尾一貫してきた⁸⁴。従って、国家は代理母制度についての考えにかかわらず、代理母制度の状況での子どもの誘拐、売買、人身取引を防止し、これを防止する保証を生み出さなければならない。

E. 商業的代理母制度を定義する

38. 「儲けのための」または「有償の」代理母制度としても知られている商業的代理母制度の定義は、親になろうとする者と代理母との間の契約上の、取引上の---無報酬よりもむしろ---関係に重点をおいている。従って、商業的代理母制度は、代理母が報酬またはその他の配慮と引き換えに懐胎サービスを提供し、法的に身体的に子どもを引き渡すことに合意するところに存在する。

39. 商業的代理母制度には、代理母制度取り決めの直接的結果としてかかる合理的で明細に記された支出を超える「弁償」も含まれる⁸⁵。推論は、不合理なまたは明細に記されていない「経費」のための支払いは、懐胎サービス及び子どもの引き渡しのための偽装支払いであるということである。

40. 儲けのための仲介者のかかわりは、商業的代理母制度のもう一つの印である。本報告書の目的のために、仲介者は、親になろうとする者と代理母を引き合わせ、診療所、医療職員、弁護士、代理母機関または「ブローカー」を含め、継続中の代理母取り決めに仲介する当事者(人または団体/機関)と定義される。代理母制度に必要な専門サービスに対する合理的な報償を受ける医療職員または診療所及び弁護士は、もし彼らが親になろうとする者と代理母との間の関係を確立し、仲介する機能を果たさないならば、必ずしも仲介者とは言えない。この商業的代理母制度の補足定義は、仲介者がしばしば最大の儲けを受け、大規模な国内及び国際代理母市場及びネットワークを生み出しているために必要である。

F. 代理母制度と子どもの売買

⁸³ 1993年の「ハーグ条約」、第21条；及び子どもの養子縁組：傾向と政策、国連出版物、www.un.org/esa/publications/adoption2010/child_adoption.pdf より閲覧可能、を参照。

⁸⁴ CRC/C/OPS/USA/CO/2、パラ 29；CRC/C/IND/CO/3-4、パラ 57(d)；CRC/C/MEX/C/4-5、パラ 69(b)；CRC/C/OPSC/USA/CO/3-4、パラ 24；及びCRC/C/OPSC/ISR/CO/1、パラ 28を参照。

⁸⁵ HCCH、「国際的な代理母取り決めから生じる問題に関する予備報告書」を参照。

41. 現在行われている商業的代理母制度は、普通、国際人権法の下で定義されている子どもの売買となる。下記セクション IV で説明されるように、商業的代理母制度は、国際人権規範と基準に従って、多くの商業的代理母制度体制に存在するものに反するように細かく規制されているならば、子どもの売買とはならないかも知れない。利他的代理母制度も、子どもの売買を避けように適切に規制されなければならない。

42. 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の第 2 条(a)の下で、代理母取り決めは、代理母または第三者が子どもの引き渡しと交換に「報酬またはその他の配慮」を受けるところではどこでも子どもの売買となる。子どもの売買の定義には、(a) 「報酬またはその他の配慮(支払い)」、(b)子どもの引き渡し(引き渡し)、(c) 「(a)」と「(b)」との交換(引き渡しに対する支払い) という 3 つの要素がある。

1. 第一の要素: 報酬またはその他の配慮(支払い)

43. 「報酬またはその他の配慮」(支払い)の受け取りまたは約束は、定義によればすべての商業的代理母取り決めで起こる。今後の支払いの約束は、「その他の配慮」となり、従って支払いがなされる前にすら確立される。利他的代理母制度における支払いの問題は、下記セクション III(G)(8)で対処される。

2. 第二の要素: 子どもの引き渡し(引き渡し)

44. 子どもの引き渡しには子どもの法的引き渡しかまたは物理的な子どもの引き渡しかのいずれかを伴う。子どもの法的引き渡しは、親権または親の責任の引き渡しが含まれるであろう⁸⁶。子どもの物理的引き渡しには、一つの人または人の集団が、別の人または人の集団に物理的に子どもを渡す行為が含まれる。物理的な子どもの引き渡しには、法的引き渡しは必要ない。子どもの売買の概念は、引き渡しまたは親権を有することまたは法的な親の責任を必要としない。人身取引者は、たとえその子どもの管理が違法であっても、「報酬またはその他の配慮」と交換に子どもを物理的に引き渡すことによって子どもを違法に売る。

45. 子どもの法的引き渡しは、代理母取り決めの中で起こるかまたは約束される。出産した女性は、普通、すべての国の国内法の下で、出産時に親権及び親の責任を与えられる。実際、これは、国家間の養子縁組が計画されたものである場合でも、1993 年の「国家間の養子縁組に関連する子どもの保護と協力に関するハーグ条約」の下での要件である⁸⁷。出産時の親としての代理母の地位は、普通、代理母は遺伝上の母であり、懐胎した母親でもあるので、伝統的な代理母取り決めで認められている。従って、親権を得るには、親となろうとする者にとって引き渡しが必要となる。

46. 状況は、懐胎代理母制度に関してはさらに複雑である。普通、出産した女性が親権を確立するために遺伝的つながりを証明することを必要とする法律学はないので、遺伝的つながりの欠如は親権に対する障害とはならない。実際、代理母制度の提唱者たちは、遺伝的つながりの欠如を、親となろうとする者が親権を確立することに対する障害であるとは考えておらず、代理母制度の中には親となろうとする者

⁸⁶ 「親の責任」という用語は、「子どもの権利に関する条約」(第 18 条)に基づき、ある法律学で用いられる「後見」という用語が温まれる。

⁸⁷ 1993 年「ハーグ条約」第 4 条(c)(4)を参照。

が遺伝的に関連していることを要求しないものもある⁸⁸。

47. しかし、代理母制度の法律学の中には、しばしば「懐胎者」、「代理母者」または「懐胎代理者」というレッテルを貼られる懐胎代理母が胎児の移転前になされた契約に基づいて、出産に先立って親権を失うという法的規則を作りだしているものもある⁸⁹。そのような法律の下では、有効な代理母契約は、契約それ自体がある最低基準を満たしている限り、裁判所または権限のある当局が引き渡しを実施する義務を負っている状態で、法律の作用または裁判所またはその他の権限のある当局による出産前または出産後の行動によって子どもの引き渡しを実施する⁹⁰。従って、このような代理母制度の法律学が代理母を無関係な「懐胎者」とするのは遺伝的に無関係であることよりはむしろ代理母契約なのである⁹¹。このような状況の下で、代理母契約それ自体に、親権の法的引き渡しまたはこれに向けた少なくとも中核的で、不可逆的な手段が含まれている。代理母契約に署名する際に、代理母は、子どもの法的引き渡しに参加しているのである。従って、*Johnson 対 Calvert 事件*では、カリフォルニア最高裁判所は、代理母が「子どもに対するすべての権利を契約上放棄した」ことに明確に言及した⁹²。

48. さらに、代理母契約には、明確にまたは暗黙の裡に、代理母及びその配偶者(当てはまる場合は)が親権及び親の責任を打ち切り、親権と親の責任が法的に親となろうとしている者にあることを保障する法的手続きに協力することが代理母によって行われることが含まれている⁹³。法律学の中には、引き渡しが、代理母取り決めに認めている裁判所またはその他の権限のある当局の行動に基づいて、出生前に行われるものもある⁹⁴。再び、代理母の出産前の行動が親となろうとする者への親権の付与を促進する。従って、代理母取り決めには、典型的に、約束されたまたは実際の子どもの法的引き渡しが含まれる。出生に先立って引き渡しを終える法制度は、法的引き渡しの存在を変更するものではない。

49. 代理母取り決めには、代理母から親になろうとする者への子どもの約束されたまたは実際の物理的な引き渡しも含まれる。実際、代理母契約の中には、出生時に親となろうとする者の子どもの管理を確保するために、代理母の移動の自由を契約上または物理的に制限することを求めるものもある⁹⁵。明確にまたは暗黙の裡に、代理母は、代理母取り決めの中で、親となろうとする者に生まれてくる子供を物理的に引き渡すことを約束している。

3. 第三の要因: 交換(引き渡しに対する支払い)

50. 子どもの売買で、第三のそして最終に必要な要因は、交換に言及する「引き換えに」という用語である。つまり、「報酬またはその他の配慮」(支払い)は、子どもの引き渡しと「引き換えに」なされな

⁸⁸ アメリカ弁護士協会報告書; 及び「カリフォルニア家族法」、セクション 7960-7962 を参照。

⁸⁹ Joslin、3-6 頁(合衆国: カリフォルニア、メイン及びニュー・ハンプシャー中)。

⁹⁰ 同上。

⁹¹ 同上。

⁹² 851 P.2d(1993 年)、776、781-781 頁。

⁹³ 同上、778 頁。

⁹⁴ Joslin を参照。

⁹⁵ Deborah Forman、「代理母契約における中絶条項」、*家族法クォーターリー*、第 49 卷(2015 年)、29 頁、及び <https://www.pri.org.stories/2011-403-18/underworld-upending-asian-baby-farm> を参照。

ればならない。

51. 商業的代理母取り決めには、典型的に、支払いと引き渡しの間この交換の要素が含まれる。商業的代理母取り決めでは、約束されたまたは実際の子どもの引き渡しは、普通、取り決め及び付随する合意と契約の精髓であり、これなくしては、支払いはなされないであろうし、約束されないであろう。もし代理母が妊娠し、懐胎し、出産を行うのなら、もし親になろうとする者に子どもの法的・物理的引き渡しに参加することを拒めば、代理母は、約束と契約した責務を果たさなかったものと思われるであろう。代理母は懐胎し、子どもを産むというサービスに対して支払われるが、商業的な報酬のある代理母取り決めでは、代理母は子どもの引き渡しに対しても支払われているのである。特に親権と親の責任の引き渡しを含め、代理母契約の施行を義務付ける商業的代理母法と慣行は⁹⁶、引き渡しが契約の神髄であり、代理母がそれに対して支払いを受けための配慮の一部であることを一層明確にしている。従って、現在の慣行の下で、交換の第三の要素は、ほとんどの商業的代理母取り決めの中で満たされる。

G. 特別な状況での子どもの売買

1. 子どもの売買と契約の時期

52. カリフォルニアでは、妊娠中に作り出された商業的な代理母契約は、子どもの売買と考えられるが、胎児の移植前に署名された商業的代理母契約は、子どもの売買ではないと考えられている⁹⁷。

53. もし区別が、存在しない人間またはまだ後見のない人間は売ることができないという理論に基づいているとすれば、そのような理論の基では、契約または権利譲渡が妊娠前に署名されている限り、赤ん坊は養子縁組のために法的に売ることができ、赤ん坊飼育場計画の合法化につながるであろう。商業の世界では、品物の生産前の注文はありふれたことであるが、そのような慣行を人間の調達に持ち込むことは、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利条約」の「選択議定書」の明確な違反である。実際、有名な代理母事件で、懐胎前に代理母契約を作成することは、子どもの売買に関する地方の法律の禁止の違反を示すものとみなされた⁹⁸。

2. 子どもの売買と出生児の子どもの親権

54. 管轄圏の中には、法律が遺伝的に無関係な代理母をただ「懐胎者」と定義しているところもある。もし有効な胎児移植前の契約が発効すれば、法律は「懐胎者」を出生時の子どもの母親ではないとみなす。契約上親になろうとする者が、彼らが子どもに遺伝的に関連しているかどうかにかかわらず、最初の出生証明書に親として記載されるというような出生前手続きが実施されている。こういった取組の支持者は、「懐胎者」は、自分のものではなかった子どもを引き渡すことはできないので、たとえ商業的代理母制度が関係して場合でも、子どもの売買は起こらないと主張している⁹⁹。上記セクション

⁹⁶ Joslin、3-4 頁を参照。

⁹⁷ 上記脚注 74-76 を参照。ほ

⁹⁸ 赤ん坊 *M*, 537 A.2d、1227 頁(ピンポイント: 1240 頁)[ニュージャージー最高裁判所、1988 年]。

⁹⁹ Joslin; 及び Smolin、311-315 頁を参照。

III(G)(1)で分析された契約の時期が子どもの売買の禁止を避けるとの以前の主張は、この議論と並んで頻繁に用いられている。

55. この観点は、懐胎し子どもを産む女性は、ただの育児労働者に過ぎない母親であるという論争のある前提によるものである¹⁰⁰。そのような観点も、懐胎代理母は遺伝的に関係ないので母親ではないという主張によるものであり、これは親権を遺伝的に関係ない親になろうとする者に与える慣行に反している¹⁰¹。

56. しかし、そのような論争のある前提や矛盾を受け入れるとしても、商業的代理母制度の法律学の中には、親権に関する主要な決定要因は代理母契約であるとするものもある¹⁰²。従って、懐胎代理母契約には、明確にまた暗黙の裡に、親権の引き渡しが含まれており、引き渡しが、普通、懐胎代理母が支払ってもらった法的配慮の中心部分であることが含まれている。さらに、代理母は、親になろうとする者がアクセスできる場所で出産し、上に述べたように、出産後に子どもを物理的に引き渡すためにも支払ってもらい、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」が述べているように、引き渡しは、たとえ引き渡し手が親権または親の責任を欠いていても存在できる。

57. 「決して母親ではない」懐胎者の法的作り話は、代理母の権利の否定を正当化するために用いられる法的概念である。一旦代理母が妊娠中に親になろうとする者の利益のために働く決して母親ではない懐胎者にされてしまうと、その権利と自由(例えば健康への権利と移動の自由への権利)を阻害することを意味する契約の施行への扉が開かれる¹⁰³。

3. 子どもの売買と独占的親権

58. 親になろうとする者は、「自分自身の」子どもを買うことはできないと主張する者もある。しかし、親になろうとする者は、せいぜい、代理母と親権や親の責任を共有しなければならないことがないように、もっぱら支払っているのである。この独占権を達成するために、親になろうとする者は、物理的な子どもの引き渡しのみならず、法的親権と親の責任を譲渡し、引き渡すために代理母に支払うのである。

59. 子どもは自動的に親になろうとしている者の子どもになるという前提にも弱点がある。商業的代理母制度の法律学では、親権の基盤であるのはしばしば契約であり、取り決めであり、契約には、明確にまたは暗黙の裡に、上記セクション III(F)に述べられているように、引き渡しが含まれている。

4. 子どもの売買とサービスの売買

60. 商業的代理母制度は、単に懐胎「サービス」の販売であり、子どもの売買ではないと論じる者もある。たとえ商業的代理母制度に懐胎サービスの販売が含まれているとしても、代理母は懐胎し、子

¹⁰⁰ Steven Snyder, 「米国における生殖代理母制度」、*懐胎代理母制度ハンドブック*[2016年]276-278頁。

¹⁰¹ アメリカ弁護士協会報告書、1, 5, 15 及び 17 頁。

¹⁰² Joslin; 及び *Johnson 対 Calvert* 事件を参照。

¹⁰³ Joslin; 及びニューハンプシャー改正注釈付き制定法、セクション 168-B: 10, B: 11 及び B: 12(2014年)を参照。

どもを産むために人工授精または胎児の移植に同意するのであるから、普通行われている商業的代理母制度も子どもの法的・物理的引き渡しに対する支払いが含まれる。一般的に、子どもの引き渡しに関連する規定は合意の神髄であり、これなくしては親になろうとする者は合意もしなければ代理母に支払うこともないであろう。従って、商業的な代理母制度にはサービスの販売が含まれているが、普通子どもの売買も含まれる。

61. 当事者たちは、すべての支払いはサービスに対してであって、引き渡しまたは子どもの売買のためではないことに同意していると実体的に述べている規定を代理母取り決めに挿入することにより、子どもの売買の禁止を避けようとしている者もある。しかし、子どもの売買の禁止は、実体的に取り決めには子どもの売買が含まれている時に、子どもの売買を何か違うものであると恣意的にレッテルを貼る契約によって避けることはできない。

5. 子どもの売買と仲介者

62. 仲介者は、しばしば、代理母市場を生み出し、参加することに対して責任があり、しばしば、大きな儲けを得る。親になろうとする者と代理母との間の相互作用が子どもの売買となる場合に、仲介者が通常共謀者であり、親になろうとする者と代理母との間の関係を確立し、仲介する際の仲介者の役割を仮定すれば、法的に責任を有する。代理母制度の状況での子どもの売買に対する訴追は、主として仲介者に重点を置くべきであり、例外的な状況でなければ、しばしば搾取される被害者とみなされる代理母を含めるべきではない。

63. 「報酬またはその他の配慮」と交換して親になろうとする者に子どもを物理的に、または法的に引き渡す仲介者は、子どもの売買に対して直接的な責任がある。仲介者の中には、代理母に対して異常な物理的または法的支配力を行使し、代理母から生まれた子どもにも直接的な支配力を行使する者もある。そのような場合には、その仲介者は、子どもの引き渡しに対して主として責任があり、従って子どもの売買の適切な事例において直接的に責任があるかも知れない。

6. 子どもの売買と「子どもへの権利」の拒否

64. 国際及び地域人権条約は、「家族を築く」権利または「私的生活・家庭生活...を尊重する」権利を保護している¹⁰⁴。「子どもを産む権利」という文言は、国際人権条約には見られない用語であるが、国内法制度で用いているところもある。これらに基づいて、時には、すべての成人は家族を築き、子どもを育てる資格があると論じられている。しかし、国際法の下では、「子どもへの権利」というものはないことが認められている¹⁰⁵。子どもは、国家が保証したり提供したりできる品物またはサービスではない。従って、「子どもへの権利」を提供することは、子どもの平等な人権を根本的に否定することであろう。「子どもへの権利」の取組は、人権を持つ人としての子どもの根本的前提を損なうので、厳しく抵抗されなければならない。

65. 一般的に、商業的代理母制度の提唱者たちは、国家の干渉なしに私的生活・家庭生活を行うよう放っておくという意味で、国家に「プライバシー」を認めるよう求めている。反対に、商業的代理

¹⁰⁴ 例えば、「市民的・政治的権利国際規約」、第 23 条(2); 「欧州人権条約」、第 8 条; 及び「米州人権条約」、第 17 条(2)を参照。

¹⁰⁵ 例えば、Saclier、「子どもと養子縁組」、12-13 頁; 及び Van Bueren、「子どもの権利に関する国連法」を参照。

母制度の提唱者たちは、同時に代理母から親としての地位と保健ケアの決定に対する自治を剥奪しつつ、最高の利益の保護への権利、出自を明らかにし、アクセスする権利を子どもたちから奪うやり方で代理母契約を施行する際に、国家の支持を得ることを求めている。商業的代理母制度の提唱者たちは、子どもたちと代理母を犠牲にして仲介者と親になろうとする者をエンパワーする法律を求め、時には得ている¹⁰⁶。さらに、複雑な契約のネットワークと高い報酬を得る仲介者、商業的代理母取り決めに典型的にかかわる財政取引は、規制を受けないものと見られる種類の問題ではない。

7. 子どもの売買と規制の役割

66. 無規制の代理母制度が子どもの売買につながることもあるが、十分に規制された商業的代理母制度はそうではないと論じる者もある。同様に、先進国の十分に規制されていると噂される商業的代理母制度は、たとえ開発途上国で活動している国際的な商業的代理母制度がしばしばそうでなくても、子どもの売買を避けていると論じる者もあるかも知れない¹⁰⁷。

67. 無規制の商業的代理母制度が、しばしば子どもの売買に係わり、虐待的な慣行や権利侵害を行っていることは正確である。従って、子どもの権利委員会は、代理母制度は「明確に規制されていなければ子どもの売買となる」と明確に警告してきた¹⁰⁸。

68. しかし、規制された商業的代理母制度が子どもの売買を避けているというのは正確ではない。従って、2017年に、子どもの権利委員会は、米国に関して、「それにも関わらず締約国における代理母制度の広がった商業的利用が子どもの売買につながるかもしれない」ことを懸念していると述べた。委員会は、特に親権の問題が懐胎前または出生前の段階で契約に基づいてのみ決定される状況について特に懸念している¹⁰⁹。委員会の懸念は、普通商業的代理母契約を親権に関して施行できる決定的なものとして法律を施行してきた米国の規制された商業的代理母制度の法律学に直接適用できる¹¹⁰

8. 子どもの売買と利他的代理母制度

69. 理論上は、真に「利他的な」代理母制度は、しばしば家族間または以前から存在する関係の友人間の、しばしば仲介者のかかわらない無償の行為として理解されているので、子どもの売買とはならない。従って、理論上は、利他的代理母制度は、サービスに対する支払いの交換または契約関係に基づく子どもの引き渡しではない。しかし、しばしば代理母への実体的支払いと仲介者への実体的支払いがかかわる「利他的」というレッテルを貼った組織的な代理母制度の発達は、商業的代理母制度と利他的代理母制度との間の線をぼやけさせるかも知れない。従って、代理母の取り決めにレッテルを貼ることまたは代理母制度を「利他的」とレッテルを貼ることは、子ども売買、子ども買春、子どもポルノに関

¹⁰⁶ 上記脚注 47-60 及び 75-80 を参照。

¹⁰⁷ 例えば、Snyder、284 頁を参照。

¹⁰⁸ CFC/C/OPS/C/UDS/CO/2、パラ 29; CRC/C/IND/CO/3-4、パラ 57(d); CRC/C/MEX/CO/4-5、パラ 69(b); CRC/C/OPSC/USA/CO/3-4、パラ 24; 及び CRC/C/OPSC/ISR/CO/1、パラ 28 を参照。

¹⁰⁹ 同上。

¹¹⁰ Joslin を参照。

する「子どもの権利条約」の「選択議定書」の届く範囲を自動的に避けるものではなく、子どもの売買を避けるために利他的代理母制度を適切に規制することが必要である。裁判所またはその他の権限のある当局は、さもなければ「支払い」が子どもの引き渡しに対する支払いを偽装するかも知れないので、代理母へのすべての「支払い」が合理的なものであり、明細化されることを要求しなければならない。営利のためであれ、非営利のためであれ、仲介者への支払いは、商業的代理母制度を示すものと考えられるかも知れず、合理的なものであり明細化されなければならない。「苦痛と苦しみ」または「職業サーヴィス」のような限度のないカテゴリーを用いてかなりの支払いがされるとき、特別な危険がある。

9. 子どもの売買と外国の代理母の承認

70. すべての代理母制度または商業的代理母制度を禁じている国々は、しばしば、その国民が、海外で代理母制度を行うことによって法律を免れ、子どもを連れてくることを求めるという状況に直面している。国境を超える代理母制度は、ほとんどが営利的な仲介者によって仲介される商業的代理母制度であり、普通商業的代理母制度を認めている管轄圏で行われている。規制のある商業的代理母制度でも無規制の商業的代理母制度でも、子どもの売買の危険を仮定すれば、国家は普通、商業的代理母制度に関して外国からの親権命令または出生記録を自動的に認めるべきではないが、海外の手続きを注意深く検討すべきである。親になろうとする者の国は、子どものアイデンティティの権利と出自へのアクセスを保護し、親権に関しては独立した評価を行い、出生後の最高の利益の決定を行い、代理母の扱いと出生後の同意を尋ねることに対して責任がある。親になろうとする者の国は、子どもの最高の利益に基づいてそのような評価の後で初めて、親になろうとする者に対して親権と親の責任を認めるべきである。子どもは、その出生の状況のために罰せられたり、差別されたりしてはならず、代理母から生まれた子どもの権利が保護されなければならない¹¹¹。当該国、つまり親になろうとする者の国と子どもが生まれた国は、無国籍が起きないことを保障することに対して責任がある。

10. 子どもの売買と出生後の権利放棄

71. 代理母には出産時に排他的でない親権と親の責任があるという要件は子どもの売買に反対する規範によって必要とされ、代理母の権利を保護する。しかし、代理母が出産後に親権または親の責任をとどめておきたくない場合には、子どもの最高の利益が、子どもの引き渡しのための法的メカニズムが存在することを要求する。すべての国は、たとえ親が子どもを放棄し、親権を譲ることを認めていなくても、出産後の子どもの引き渡しのために代理母取り決めでそのようなメカニズムを確立することに対して責任がある。

IV. 結論と勧告

A. 結論

72. 商業的代理母制度は、もし代理母が子どもの引き渡しのためではなく、懐胎サーヴィスに対してのみ支払われるのならば、子どもの売買とはならない方法で行うことができよう。これを法的な作り話以上のものにするためには、以下の条件がすべて必要となるであろう。第一に、代理母は、出産時に母としての

¹¹¹ 上記脚注 32 に引用されたケースを参照。

地位を与えられなければならない。出産時には、法的または物理的な子どもの引き渡しに参加する、契約上のまたは法的な責務の下にあってはならない。従って、代理母は、たとえ親権と親の責任を維持していても、懐胎と出産行為を通して、契約上または法的責務を果たしたものとみなされるであろう。第二に、すべての支払いは、出産後の子どもの法的または物理的引き渡しに先立って代理母に対してなされなければならない。すべての支払いは、たとえ代理母が親権と親の責任を維持することを選んだとしても返済できないものでなければならない。これら条件は明白に契約で規定されているべきである。もし代理母が親権と親の責任を維持することを選ぶならば、彼女は、親になろうとする者を含め、他人と親権と親の責任を共有する法的責務を負うかも知れない。しかし、代理母は、代理母取り決めによって、自分の地位を放棄する義務はないであろう。親となろうとする者への子どもの法的・物理的引き渡しに対する出産後の代理母によるいかなる選択も、法的または契約上の責務というよりはむしろ、出産後の代理母の意図に基づいた無償の行為でなければならない。

73. 適切に規制された商業的代理母制度は、出生後の子どもの決定の個人化された最高の利益、親となろうとする者の適切な適正の見直し、出自とアイデンティティへのアクセスの権利を含め、子どものために必要な保護も提供するであろう。すべての当該者の保護のために、妊娠に先立って代理母取り決めの検査と見直しを行うことは適切であるが、出生前のプロセスは、出生後の適切な見直しに基づいて初めて決定できる親権と親の責任に関しては決定的なものにはできない。同様に、出生時に母親の地位をとどめることに従った代理母の適切な保護には、すべての保健ケアの決定の点での情報を得た同意の権利をとどめおくこと、移動と旅行の自由---そのような権利は契約によって疎外できないという原則を含め---が含まれるであろう。代理母制度の財政的・医療的側面の適切な規制と仲介者の厳格な規制が必要であろう。

74. 商業的代理母制度は、遺伝的に無関係な代理母でさえ出産時に親権をとどめる管轄圏(例えばロシア連邦)で現在行われている¹¹²。さらに、代理母制度関係者は、代理母法を欠いている管轄圏の中には、親権、親の権利の停止及び養子縁組に就く以前から存在している規則に頼って商業的代理母制度を行っているところもあり、親になろうとする者と出産後の親権命令への代理母による出産後の任意の引き渡しという結果となっていると主張している¹¹³。さらに、商業的代理母制度の提唱者たちは、出産後に心変わりして、親権と親の責任をとどめることを求める代理母は比較的少なく、出産後に代理母が親権をとどめるといふ親となろうとする者に対する危険を限られたものにしていないと主張している。実際、著名な代理母制度弁護士は、親となろうとする者が代理母よりもかなり頻繁に心変わりすることを発見した¹¹⁴。従って、現在の慣行は、商業的代理母制度が出産する女性が出産時の母親であるという伝統的規則をとどめており、引き渡しのための適切な出産後の手続きを実施している法体制の下で商業的代理母制度を行うことができることを示している。確かに、無規制の環境で商業的代理母制度を行うことは、依然として危険が多く、勧められない。

75. 代理母制度の状況で、子どもの売買を禁止し、防止するための保証を生み出す責務を果たすために、各国は、明確で包括的な法的枠組を含む適切な規制制度が上記の説明通り設置されるまで、また設置され

¹¹² Trimings 及び Beaumoni、313-319 頁及び欧州会議、「EU 加盟国における代理母制度に関する比較調査」、333-338 頁を参照。

¹¹³ Trimmings 及び Beaumont、391-392 頁を参照。

¹¹⁴ <https://www.nytimes.com/2014/07/06/un.foreign-couples-heading-to-america-for-surrogate-pregnancies.html> を参照。

なければ、商業的代理母制度を禁止するべきである。そのような取組は、子どもの引き渡しは商業的代理母制度取り決めの神髄であり、従って代理母への支払いのための配慮の一部であるという前提に対応するものである。国家が、本結論と勧告に示されている様に、もし規制を明確に制定し、効果的に施行するならば、子どもの売買にかかわることなく、商業的代理母制度を厳しく規制し許可することは可能である。国家は、義務的または自動的な代理母契約の施行に基づいて、出生前の親権命令を伴って商業的代理母制度を採用してはならない、というのは、国家を子どもの売買となる慣行を許可する際の共犯者にするからである。

76. 同様に、許可されているところでは利他的代理母制度に関して、国家は、子どもの売買を防止し、例えば、代理母と仲介者に対するすべての報酬と支払いは合理的で明細化され、裁判所またはその他の権限のある当局による検討を受けることを要求することにより、この点での国際的な禁止を尊重するために、この慣行を適切に規制するべきである。

B. 勧告

1. 国内レベルで

77. 特別報告者はすべての国々に以下を進める：

(a) 「子どもの権利に関する条約」とその3つの「選択議定書」を批准すること。

(b) 代理母制度の状況で、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」によって定義されている様に、子どもの売買を禁止す明確で包括的な法律を制定すること。

(c) 子どもの売買の禁止が支持されることを保障する適切に規制された制度が設置されるまで及び設置されない限り商業的代理母制度を禁止し、出産時に代理母が親権と親の責任をとどめ、代理母に対してなされるすべての支払いが子どもの法的・物理的引き渡しに先立ってなされ、返済できないこと(詐欺の場合を除いて)保障し、親権、親の責任または代理母の権利を制限すること(例えば保健と移動の自由への権利)に関する契約上の規定の施行を拒否する商業的代理母制度の厳しい規制を含むべき、商業的代理母制度の状況での子どもの売買を防止する保証を生み出すこと。

(d) 利他的代理母制度が認められているところでは、利他的代理母制度の適切な規制(例えば、代理母と仲介者へのすべての返済と支払いが合理的であり明細化され、裁判所またはその他の権限のある当局による監督を受け、代理母が出産時に親権と親の責任をとどめることを保障する)が含まれるべき利他的代理母制度の状況で、子どもの売買を防止する保証を生み出すこと。

(e) 代理母取り決めがかかわるすべての親権と親の責任の決定において、裁判所または権限のある当局が、出生時の最高の配慮であるべき子どもの最高の利益を決定することを保障すること。

(f) 代理母取り決めがかかわるすべての親権と親の責任の決定において、裁判所または権限のある当局が、出生前、出生後またはその双方で、親となろうとする者の適切で非差別的な適正の見直しを行うことを保障すること。

(g) 代理母取り決めを見直す裁判所または権限のある当局に対してすべての代理母取り決めの財政的側

面の完全開示の要件で、すべての代理母取り決めの財政的側面を細かく規制し、監視し、制限すること。

(h) 財政的側面、関連する権限、契約上の取り決めの利用及び倫理上の基準に関して、代理母取り決めに係るすべての仲介者を規制すること。

(i) 一時に女性に移植される胎児の数に適切な制限を設けることにより、代理母と子どもの健康と安全を保障するために代理母取り決めの医学的側面を規制すること。

(j) 子どもの最高の利益を保護し、アイデンティティと出自へのアクセスの権利を保護し、国際的に無国籍を避けるために協力することにより、国内または国際法の下での代理母取り決めの法的状態にかかわらず、すべての代理母から生まれた子どもの権利を保護すること。

(k) 主として仲介者に関して違法な代理母取り決めに對する刑事上・民事上の懲罰に重点を置くこと。

(l) 適切な人権に従った措置を開発するために、正確な情報を利用でき、代理母制度、サービス及び成果を促進することを保障するために、代理母取り決めとそれが人権に与えるインパクトに関する包括的で信頼できるデータを収集し、分析し、分かち合うこと。

2. 国際レベルで

78. 特別報告者は、以下を国際社会に勧める：

(a) 国際的代理母取り決めの状況を含め、特に子どもの法的親権に関連して、「民事上の国際法に関するハーグ会議」の作業を支援すること。

(b) 代理母制度に関連して、または国際的代理母制度の取り決めにおける親権の法的承認に関連して開発された国際的規制が、子ども、代理母、親となろうとする者の権利の保護を特に規定して、国際法には「子どもへの権利」は存在しないことを認めて、民事上の国際法にも公共の国際法にも重点を置くことを保障すること。

(c) 国際的代理母取り決めで親権の承認に対処し、または親権に関する外国の司法決定またはその他の親権に関する外国の決定の承認に対処している国際規制にも外国の法制度が子どもまたは代理母の権利を適切に保護していない場合に承認を妨げる適切な公共政策の例外が含まれていることを保障し、子どもの売買を防止するために、国境を越えた商業的代理母制度において、出生後の適切な見直しを提供すること。

(d) 人権規範と基準及び特に子どもの権利に従っている代理母取り決めに管理する国際原則と基準を開発する際に、「国際社会サービス」の作業を支援すること。

(e) 子どもの最高の利益の原則と無国籍の防止を含む国内法または国際法の下での代理母取り決めの法的地位にかかわらず、代理母から生まれた子供たちの権利の保護を確保するために協力して活動すること。

(f) 人権に基づいた規範と基準を開発し、虐待と侵害を防止するために、代理母制度とそれが女性及びその他の当該ステイクホルダーに与えるインパクトに関する討議にさらなる調査で貢献するよう、子どもの権利委員会、女子差別撤廃委員会及び国連団体のようなその他の人権メカニズムを奨励すること。

女性の人権に関する丸一日の年次討論の概要報告書(A/HRC/37/36)

国連人権高等弁務官事務所報告書

I. 序論

1. 2017年6月13日に、人権理事会は、その決議6/30号に従って、女性の人権に関する丸1日の年次討論を開催した。この討論は、以下の2つのパネルに分割された: 第一は、「女性に対する暴力を撤廃する努力を促進する: 女兒に対する暴力の防止と対応に男性と男児をかかわらせる」というテーマに重点を置き、第二は、「女性の人権と『持続可能な開発 2030 アジェンダ』: 保健とジェンダー平等」に関するものであった。

2. パネル討論のウェブキャストがアーカイブされ、<http://webgv.un.org> より閲覧できる。

II. 女性に対する暴力を撤廃する努力を促進する: 女性と女兒に対する暴力の防止と対応に男性と男児をかかわらせる

3. 第一のパネル討論は、人権副高等弁務官及び基調演説をおこなった Karen Ellemann デンマーク機会均等北欧協力大臣によって開会された。パネルは、Lana Wells カナダ・カルガリー大学ドメスティック・ヴァイオレンス防止 Brenda Strafford 議長が司会を務めた。パネルは、Dubravka Sionovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、Akhil Das 「メンエンケージ同盟」共同議長であり元「女性に対する暴力を止めるための男性の行動」の創設者、Francis Oko Armah 「好奇心の強い心」の青年活動家及び Anthony Kedi 「ジェンダー平等のための ABAAD リソース・センターの男らしさ技術顧問より成った。

A. 国連人権副高等弁務官ステートメント

4. 副高等弁務官は、開会演説で、女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力が最も広がった人権侵害の一つであり、すべての女性と女兒の3分の1に悪影響を及ぼしていることを強調した。彼女は、そのような暴力の割合が脆弱な状況と危機や紛争の状況で急増していると述べた。女性に対する暴力は被害者に直接的・間接的な身体的・保健上の結果を与えているが、副高等弁務官は、そのような行為は単なる口論以上のものであるが、女性と女兒の生活における権力の表れであり恐怖の源でもあることを指摘した。権力の地位にある男性からの暴力ののしかかるような恐怖が、恐怖と脅しの環境を牽引し、移動の自由及び服装の自由まで制限する。暴力の恐怖、脅し、現実が、結婚、教育、雇用または公的生活への参画に関して、ほとんどの男性が当たり前だと思っている日常の選択を行う女性の能力に影響を及ぼす。

5. 副高等弁務官は、重なりあい、重複する形態の差別も女性と女兒に悪影響を及ぼし、こういった女性や女兒は、年齢、民族性、社会的地位と移動の地位、貧困、障害、性的指向及び性自認に基づいて力を失わせられることも強調した。重複する形態の差別に直面している女性と女兒は、特に親密な者からの暴力と公的暴力の標的である。彼女は、国際人権基準は公的・私的領域で、万人のための権利の平等な享受を保証しているが、何百万人にとって依然として満たされない約束であり、一方世界人口の半分

は、身体的・精神的完結性に対する攻撃の恐怖、脅しまたは現実の影の下で暮らしているのだと述べた。彼女は、そのような女性と女兒に対する暴力は、残酷な、品位を落とす、非人間的扱いとなり、現在の男らしさ、女らしさの概念を確立し、強化する差別的規範の表れであるとも述べた。彼女は、権力と支配に基づく身体的・精神的完結性への攻撃に依存する慣行は、受け入れがたい侵害であることを強調した。婚姻または同棲の隠れ蓑の下での女兒の権利侵害は、文化的慣行ではなくて文化の完結性への攻撃であり、女兒の切除を要求する成人への通過儀式は、成人式ではなくて降格であり、男性にのみ性的尊厳を要求する婚姻は、婚姻契約ではなくて抑圧である。副高等弁務官は、ジェンダーに基づく暴力は防止でき、万人のための人権は支持できるが、これには有害な社会的規範を打ち壊し、改革する政治的意思を必要とするであろうと述べた。「持続可能な開発目標」が達成されるべきものならば、ネグレクトや意図による排除があってはならない。

6. 副高等弁務官は、男性と男らしさの共通ではあるが狭い概念化に挑戦するために新しい考え方の必要性を強調した。男らしさ、女らしさは、主要な状態ではなく、人間性が主要な状態である。彼女は、自己についても他人についても、頑迷の硬直に囲い込まれたアイデンティティは、人間の可能性を閉じ込め、人間の潜在力を制限し、多様性を損なうことを強調した。彼女は、ジェンダー及びその他のアイデンティティが、人間の潜在力の最も完全な輪郭へと流れ込み、これを満たすために解放される必要性を強調した。被害者にとっての司法とサービスへのアクセスは、暴力のサイクルを断ち切り、女性と女兒が自分の権利を主張できるようにする基本である。副高等弁務官は、ジェンダー平等の呼びかけに男性と男児を位置づける立ち遅れた必要性を強調した。彼女は、ジェンダーに基づく暴力と不平等に対する闘いに男性と男児のための場所を主張し、より中心に置く必要性を強調した。責務の担い手としての各国政府は、男性と男児のかかわりを、そのようなかかわりが女性のエンパワーメントを損なうことのない方法でジェンダー暴力とジェンダー不平等を撤廃する国の政策とプログラムの中心的側面にしなければならない。彼女は、男性の役割を認め、男らしさを変革するために闘っている男性のための連帯を表明した。しかし、彼女は、正義を犠牲にした同情と刑事責任免除に対する言い訳としての男性のかかわりを認める危険について警告した。彼女は、正義なくして同情はなく、刑事責任免除を伴う包摂はなく、説明責任がない限りかかわりはなく、最後に人権なくしては希望がないと締めくくった。

B. デンマーク機会均等北欧協力大臣による基調講演

7. デンマークの機会均等北欧協力大臣は、女性に対する暴力があらゆる形態で広がっている人権侵害であることを強調した。そのような暴力は、世界中の女性と女兒がすべての人権の完全享受を行使することを妨げる。女性に対する暴力をどのように防止し撤廃するかに関しては簡単な答えがないことは認めるが、彼女は、人口の半分がこれに対する闘いから排除されているとすれば、そのような暴力は撤廃できないであろうことを強調した。男性と男児をかかわらせることは、それが自分自身の行動であろうと他人の行動であろうと、暴力の結果に気付くよう彼らを啓発することを意味する。男性と男児のかかわりなくしては、固定観念と否定的で家父長的な男らしさの考え及びそのような暴力を支持する有害な社会的規範のような、そのような暴力の根本原因が問題とされることはないであろう。

8. 大臣は、意識啓発努力と公共政策のお陰で、デンマークでは女性に対する暴力の割合が減少しているにもかかわらず、この慣行はまだ撤廃されていないと述べた。デンマークは、被害者と証人がその経験を堂々と分かち合い、その権利を主張する欧州諸国の中にあり、タブーがゆっくりと破られつつある。

彼女は、幼児から成人に至るまで、暴力のサイクルを断ち切るために、行為者の間でパートナーシップ、同盟及び協力を生み出すためのデンマークで始められた様々な活動を示した。これらには、ドメスティック・ヴァイオレンスとデート暴力に関する学校での行事、家庭内で暴力と闘い、尊重とバランスの取れたジェンダー役割を推進する学校での年次コンペ、親密なパートナーからの暴力の原因と結果に対する意識を啓発するための包括的な全国キャンペーン、及び被害者と家族のためのカウンセリング・サービスが含まれた。

9. 大臣は、家事・育児をする際に、ますます大きな役割を果たしている男性の前向きな効果を強調した。彼女は、これで女性はより労働市場に参画できるようになり、ケア労働をする父親としての男性のロールモデルを生み出していると述べた。女性に対するあらゆる形態の暴力闘う際には、代替のロールモデルが必要であるという場合には、デンマーク政府は、父親に育児休暇を取るよう説得するために、会社や団体と協力することにより、これを推進している。彼女は、何世代にもわたって受け継がれてきた固有の偏見に対処することが、すべての人々の個々の責任であることを強調することによって話を締めくくり、ジェンダーに基づく暴力をめぐる自分の偏見に挑戦する方法について考えるよう、すべての人々に求めた。

C. プレゼンテーションの全体像

10. 司会者は、単なる加害者としてよりは、パートナー、同盟者、指導者、社会変革の担い手及び女性に対する暴力の破壊者として、男性と男児をかかわらせることの新しい物語を歓迎した。この物語は、女性団体と活動家、研究者、多様なセクターと学問からの行為者とのパートナーシップで新しい行動と戦略への彼らのかかわりを要請した。彼女は、有害な固定観念と闘うために、「男らしさ」と「男であること」が意味するものを解明する必要性を強調した。毒性のある男らしさとジェンダー規範は、暴力的な男性の行為の可能性を高める。

11. 彼女は、ジェンダー規範、家父長制、文字通りあらゆる領域で女性より男性を評価する構造的制度、社会的・文化的規範を再形成することもある非正規と正規のリーダーとのパートナーシップをいかに生み出すかといったようなその他の概念を討議する必要性に言及した。彼女は、アクセスでき、料金が手頃な育児、賃金同等、所得支援及び学校での包括的な性教育を含め、暴力を減らす可能性のあるいくつかの要素を指摘した。彼女は、ジェンダー平等を強化し提唱し、健全な男らしさを推進し、築き、健全な関係スキルを築き、暴力的な男らしさと性差別主義に挑戦するスキルを男性と男児に備えさせる必要性にも言及した。最後に、彼女は、ジェンダー平等を推進し強化する手助けとなるこれら価値とスキルを推進し、社会的・情緒的学習とスキルを促進し、健全なセクシュアリティ、健全な男らしさ及びこれら問題に関するメディア識字を支援する際に各国政府とその教育制度の役割の可能性に留意した。

12. 女性に対する暴力に関する特別報告者は、ジェンダー差別と不平等が女性に対する暴力の根本原因であり、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現がそのような暴力を根絶する努力の一部でなければならないことを想起した。彼女は、ジェンダー平等の達成を目的とする措置が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に根を下ろしていることを指摘した。彼女はさらに女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの防止と闘いに関する「欧州会議条約」(イスタンブール条約)とアフリカ女性の権利に関する「人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章」の「議定書」を含め、地域条約の下での責務に関して解説した。彼女は、男児と男性に特化した役割は、これら国際・地

域条約に書かれていことを説明した。

13. 好事例に関しては、特別報告者は、市民社会が平等に対する公約の誓約書に署名するようステイクホルダー達を奨励したアルゼンチンへの最近の訪問に言及した。彼女は、差別法のようなある組織的な問題が国レベルで対処されなければならないので、女性と女兒に対する暴力を防止し対応するために、個々の男性と男児ができることには限界があるとも述べた。

14. 「メンエンゲージ同盟」の共同議長であり、「女性に対する暴力を止めるための男性の行動」の創設者でもある Abhijit Das は、すべての男性と男児が暴力的というわけではなく、暴力は家父長制のより広い社会的構造に埋もれていることを明確にすることから始めた。彼は、さらに、不平等の重なり合う性質を強調し、歴史を通して、それぞれの性自認と社会的不平等は、深く埋もれた暴力を見てきたことを想起した。そのような暴力は、男性のアイデンティティが挑まれているように見える時にはいつでも現れ、女性にだけ向けられるものではない。Das 氏は、代替のモデルに向けて男らしさの階層的モデルを作り直すことの必要性を強調した。ジェンダー平等は、ゼロサムゲームではなくて、男女が家庭と社会でどのように密接に相互作用するかを仮定すれば、男性側も女性の側も利益を受けるような解決法がなければならない。

15. Das 氏は、そのような取組を組み入れることが、教育達成度の上昇、女兒のための婚姻年齢の引き上げ、地方自治体への女性のより高い参画率及び財産の共同所有を含め、様々な利益をもたらすと述べた。彼は、男性は、親密度が増すこと及び家庭での関係を育成することを含め、このようにして追求されるジェンダー平等から利益を受けるとも述べた。関係のパターンにおけるこの変化で、男性は女性と女兒の野望を分かち合うことができ、競争から離れて協働に向かうジェンダー関係を再対応させ、ジェンダー平等に対する共通の理解ができるようになる。しかし、彼は、男性が自分たちを女性の保護者とみなす、最終目標としての男性のパートナーシップの父親的温情主義のモデルを設け、女性のために機会を生み出すことに関して警告した。彼は、ジェンダー平等は、名を挙げて辱める戦略を通しては達成できず、家父長制に挑戦する奨励策が生み出される必要があると述べた。

16. 「好奇心のある心」の青年活動家である Francis Oko Armah は、非公式の討論を通して、男児も女兒も含まれる若い人々とかかわった経験を分かち合った。彼は、そのような非公式の場では、若い人々は、何が男らしさ、女らしさとなるのかについての経験と信念を分かち合うことができることを指摘した。彼は、男性と男児の信念は、男児には「タフである」ことを教え、女性は「弱い」という文化と教育の中で形成されることを強調した。幼児期に教え込まれた広がったジェンダー固定観念は、暴力が懲罰に値しないものと特徴づけられているので、女兒の司法へのアクセスのはっきりした障害となる。Oko Armah 氏は、そのようなジェンダー固定観念が女性と男性によって等しく内面化されることも強調した。彼は、ジェンダー役割に関する討論において、地域社会レベルの性教育において、幼いころから子どもたちとかかわることが重要であると述べた。

17. 「ジェンダー平等のため ABAAD リソース・センター」の男らしさ技術顧問の Anthony Keedi は、紛争状況と不安定な環境でのジェンダーに基づく暴力の問題を取り上げた。そのような状況では、男性は支配と女性に対する暴力を学ぶ。Keedi 氏は、暴力は男性固有のものではなく、問題は男性が男らしさについて何を教えられるかであり、これが家父長的暴力の終わりのないサイクルにつながるのだと主張した。

18. レバノンでの自分の経験を分かち合っ、Keedi氏は、男らしさの概念に挑戦し、男の感情を探求する目的での暴力と損失を討議するための男性との訓練ワークショップに言及した。彼は、男性が難民として骨抜きにされたと感じる時、または家族を養うことができず感じる時、または周りのものに支配力を示す必要があると感じる時に、紛争のストレスまたは不安定な環境が、しばしば暴力となって現れるのだと述べた。彼は、危機地帯にいる男性は、変革、平和、ジェンダー平等の担い手であると教えられなければならないことを強調した。男性を、変革、平和、ジェンダー平等の担い手に変えることは可能である。男性の価値は、家族を養うことまたは力を示すことをはるかに超えて、世話をし、育児をし、社会で生活のあらゆる側面を示すことにあり、従って、自分の自立を切り詰めることによって女性を守らなければならないという男性の言い訳をなくすことを強調することが重要である。女性団体との協力は、その経験から学ぶために極めて重要であり、男性は権力と指導的地位において女性を支援する必要がある。

D. 国家及びその他のオブザーヴァーによる発言

19. 対話中に、代表団は、女性と女兒に対する暴力は、公共の領域でも私的領域でも起きている最も広がった形態の人権侵害であると述べた。各国は、問題が重なり合う形態の差別によって悪化しており、地域間の防止解決策が必要であることを認めた。

20. 各国代表団は、女性に対する暴力がジェンダー不平等、権力の不均衡及び男女間の不平等な関係を永続化する差別的な社会規範に根があることで合意した。男らしさと女らしさのジェンダーに基づく固定観念が女性を締め付け、男性に否定的影響を与え、しばしば女性に対する暴力の底辺にある原因となっている。多くの国は、暴力のサイクルを断ち切るには、この社会規範を変え、男らしさの規範を再構築し、拡大することを強調した。代表団の中には、ジェンダー不平等と有害な文化的慣行との間の関連性も述べ、ジェンダーに対する態度と行為の変容が必然的に長期的な努力であることを強調したところもあった。

21. 各国代表団は、ジェンダーに基づく暴力との闘いに男性と男児をかかわらせることへの重点を歓迎し、男性と男児は、この分野の最も見逃されている行為者の中にあると述べた。代表団は、この問題に関するできるだけ広範囲のステイクホルダーのかかわりの重要性を認め、父親としての男性の重要な役割が強調された。しかし、代表団の中には、この領域での男性のアクティヴィズムはいまだに限られており、育成される必要があると述べたところもあった。男性と男児は、女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力を減らし、ジェンダー平等を推進する際に、影響を与える者としてもロールモデルとしても、個人と制度的レベルで行動するよう奨励される必要がある。これは紛争後の状況のような特定の状況で極めて重要である。代表団は、ジェンダーに基づく暴力が単に「女性の問題」ではなくて、すべての個人と全体として社会の問題であることも強調した。

22. 発言者の中には、効果的に女性をエンパワーし、ジェンダー平等を達成するために活動する国家の責任を強調したところもあった。ジェンダー平等を推進する包括的な法律と公共政策が、女性の財政的自立と政治参画の問題を含め、多くの国で改善が必要である。女性は、しばしば、構造的差別の被害者であり、国家は、公平な法制度を通してジェンダーに基づく暴力に関して女性の司法へのアクセスを推進し、確保することが必要である。

23. 多くの代表団は、ジェンダー平等が男性にも女性にも利益を与え、社会全体の利益になるが、厳格なジェンダー規範がすべての人々の地位の向上を妨げていることを強調した。社会における女性の役割を変えようとする努力は、男性の役割を変え、新しい方法で男性をエンパワーすることも必要とさせる。発言者たちは、男性が子どもたちとよりよい関係を保つという結果となり、ケア提供者であり、養育者としての男性の新しいロールモデルを提供し、男らしさの考えを再概念化することに貢献する父親休業を推進する努力の例を挙げた。無償の家族の世話と家事労働のより公正な配分も、女性のためのより平等な労働市場へのアクセスと参加のためのスペースと機会を提供しつつ、世代間で暴力を伝えることを減らし、未来の世代のために変革したジェンダー役割を伝えるためにも極めて重要である。

24. 国の教育政策は、幼児期の差別的なジェンダー規範に挑戦しなければならないが、国家は、カリキュラムがジェンダー変革的なものでありジェンダーに配慮したものであることを保障するよう要請される。国家は、暴力・尊重・同意に関するものを含めた、包括的で、科学に基づいた、年齢にふさわしい包括的な性教育を組み入れるべきである。

E. パネリストの回答とまとめ

25. 女性に対する暴力に関する特別報告者は、ジェンダー平等と良好な男らしさのための早期教育の重要性を強調した。彼女は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第10条(c)のような法的に拘束力のある条約が、すべての締約国に、あらゆるレベルの教育で、男女の役割の固定観念的概念を除去し、撤廃することを求めていることも想起した。同様に、「イスタンブール条約」の第14条は、ジェンダー平等に関する教育を提供するよう国家に義務付けている。彼女は、男児であり女児であることが何を意味するのかについての固定観念的考えが、幼いころに子どもたちに影響を及ぼし始めることを強調した。特別報告者は、統計データとジェンダーに基づく暴力の広がりに取り組むための措置に関する意識啓発活動の重要性も述べた。彼女は、女性に対する暴力と世界中のフェミサイドに関するデータを収集し普及する特別な必要性も強調した。特別報告者は、すべての国々に、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「イスタンブール条約」のような地域条約を実施し、それらの規定を国内法に完全に組み入れ、女性に対する暴力を防止する努力を強化するよう要請することにより回答を終えた。

26. Das 氏も、どこで作業が始まり、どこで変化が起こっているのかを追跡し続けるために、データ収集と照合の重要性を指摘した。彼は、多様で複雑な問題のための共通の解決策を提案する公衆衛生モデルの傾向に対して警告し、文化的に適合した戦略の地方の状況を理解することの重要性を強調した。彼は、既存の平等主義的伝統が、様々な文化の中に見出されると述べ、それらに基づくよう行為者に要請した。共通の解決策はないが、ジェンダー平等の共通の原則はある。彼は、女性と協力するための十分な努力が払われていない場合に、男性との協力を優先することに対して警告し、父親休業が、女性のための母親給付から取られるべきではないことを主張した。彼は、男性がジェンダー平等からの利益に対してどのような立場にあるのかを強調することの重要性を再び述べて回答を終えた。

27. Oko Armah 氏は、地域社会の行動の重要性を述べ、説明責任は教育制度の政策策定者から始まらなければならないことを強調した。彼は、女性に対する差別的見方を永続化するメディアにおける性的対象物としての女性と女児の描き方の有害なインパクトを強調した。彼はさらに固定観念化の力と有害な固定観念を崩すメディアの一層の努力の必要性を強調した。彼は、女性に対する暴力を根絶するための

政治的リーダーシップと説明責任の重要性を指摘することにより回答を締めくくった。

28. その締めくくりで、Keedi氏は、カギとなる行為者は高い教育を受けていかも知れないが、ジェンダー意識は最低であることを指摘して、教育とジェンダー意識との間の差を強調した。彼は、国家の行動がどのように男女に異なったインパクトを与えるかを認める国家の責任を述べた。彼は、変化は起こっており、現地での作業はなされつつあり、国家はこの変化を促進するためにその権力を利用する機会をとらえるべきであると述べることによって回答を締めくくった。

29. 司会者は、国際社会は、男性と男児がジェンダー平等のメッセージとスキルを導入するために自然に集まる多様な場をより良く推進する包括的な戦略を築く必要があることを強調することにより締めくくった。最後に、彼女は、構造的変革を達成するために健全な男らしさを推進するには、すべての人々からのコミットメントが必要であることを再確認した。

III. 女性の権利と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」：保健とジェンダー平等

30. 2番目のパネル討論は、人権副高等弁務官によって開会され、Nazhat Shameem Khan ジュネーブ国連事務所及びその他の国際団体へのフィジー代表部大使が司会を務めた。パネルは、Tarja Halonen 元フィンランド大統領で女性・子ども・思春期の若者の保健と人権に関する高官作業部会共同議長、Cristina Lustemberg ウルグアイ保健政務官、Smriti Thapa ネパール青年チャンピオン提唱ネットワーク・コーディネーター及び世界保健機関のRajat Khosla 女性・子ども・思春期の若者の保健と人権に関する高官作業部会合同事務局チーフより成った。

A. 国連人権副高等弁務官ステートメント

31. 開会演説で、副高等弁務官は、2016年に、パネルは、ジェンダー平等に特に注意を払って人権枠組を通して「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を達成することの重要性を認めたことを想起した。この認識に基づいて、副高等弁務官は、人権は、健康への権利が完全に支持されない限り完全に享受されることはできず、健康への権利の享受はより広い人権の観点から不可分であることを強調した。

32. しかし、彼女は、特に性と生殖に関する健康と権利に関しては、女性・子ども・思春期の若者の保健への及びこれを通じた権利の実現の現実は、国レベルでは依然として達成が不均衡なままでであると述べた。女性と女兒に対する差別、虐待及び暴力は、依然として最も広がった人権侵害のままである。彼女は、女兒にとっての健康成果は、一つには子ども結婚、早期・強制結婚及びジェンダーに基づく暴力のような有害な慣行のために、思春期の始まりで急激に悪化していることを各国代表団に思い起こさせた。彼女は、女性のみが必要とする保健ケア・サービスの犯罪化及び保健ケアにアクセスする際に女性には第三者の許可を必要とするという要件を含め、差別的な法律、政策及び慣行のために、女性は命を救う保健ケアを否定されていることも述べた。保健関連の人権を擁護し、提唱している者たちも危険にさらされている。彼女は、保健へのまた保健を通じた権利を実現する必要性が、すべてが知られている保健上の危険を増し、強化する紛争、都会化、気候の不安定、環境悪化及び汚染のために、これまでになく差し迫ったものになっていることを強調した。

33. 副高等弁務官は、「2030 アジェンダ」が誰も取り残すことなく、万人のための人権を推進し実現する前例のない機会を開いたので、良好な変革も手の届くところにあると述べた。このユニークな機会に

基づいて、彼女は、2017年5月に世界保健総会で開始された「女性・子ども・思春期の若者の保健と人権に関する高官作業部会」の報告書を紹介した。「高官作業部会」は、人権高等弁務官とWHOの事務局長によって設立され、その報告書は、「女性・子ども・思春期の若者の保健世界戦略(2016-2030年)」に基づくものである。

34. 報告書のカギとなる勧告を紹介して、副高等弁務官は、「高官作業部会」が統合された保健と人権のアジェンダにさらなるリーダーシップと、保健への権利と保健を通じた権利の実現のための機能的環境の醸成を要請していると述べた。これを達成するために、「高官作業部会」は、健康への権利が法律に書かれ、保健の資金調達に平等を含めた人権に基づくものであり、保健のカギとなる決定要因として理解され、健康への権利を伴う社会的・文化的規範が、問題とされ、除去されることを勧告した。「高官作業部会」は、さらに、自分の健康の担い手として人々とパートナーを組むことを要請し、人々が自分の権利を主張するために支援され、人権を支持する保健ワーカー及びその他が保護され、擁護され、保健法と政策が人々に対して、人々のために説明責任を持つことを要請した。「作業部会」は、権利保持者に対する証拠に基づいた公共の説明責任も要請し、より包括的で包摂的なデータ収集に投資し、定期的に遂げられた進歩を世界保健総会と人権理事会に報告するよう各国に要請し、2つの機関の間の協力を強化する必要性を強調した。

35. 副高等弁務官は、「高官作業部会」の勧告は、各国がこの領域で前進することにコミットする状態で、保健への権利と保健を通じた権利に関する前例のない討論につながったと述べた。しかし、彼女は、約束と成就との間のギャップは、各国政府、市民社会、民間セクター及び伝統的・宗教的指導者の強いリーダーシップがあっては初めて埋めることができることを指摘した。彼女は、健康への権利と健康を通じた権利に関する声高いチャンピオンを要請し、開発の成果が公正に分ち合われ、誰も取り残されないことを保障するためにこの課題に対処す緊急性を強調した。

36. 副高等弁務官は、この領域で各国を支援するために、この報告書の結果の実施に関してWHOと協働することに対する高等弁務官とその事務所のコミットメントを述べることで締めくくった。彼女は、世界はこの領域で何をしなければならないか、なぜ必要なかが分かっており、必要な唯一のことは、これへの投資が万人の未来のために欠くべからざるものであるという指導者たちの間の確信であることを再確認した。

B. プレゼンテーションの全体像

37. パネルの司会者は、パネルは、健全な生活を保障し、あらゆる年齢のすべての人々のために福利を推進することに関する「持続可能な開発目標3」とジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することに関する「目標5」との間の相乗作用を討議することになると述べた。討論は、「女性・子ども・思春期の若者の健康のための世界戦略(2016-2030年)」が要求しているように、人権措置を実施するための国内・国際レベルでの政治的支援を確保するために目論まれた。彼女は、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」の第12条に書かれている健康への権利とは、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康を言うが、「高官作業部会」の報告書は、健康への権利だけでなく、健康への権利と健康を通じた権利の双方に言及していることを指摘した。これは、健康への権利は自律的なものではなく、実際はその他の人権と不可分のものであることを意味する。良好な健康がなければ、人は

その他の人権を追求できないが、健康はその他の人権によって提供される固有の尊厳なくしては達成もできなければ維持もできない。

38. 司会者はさらに、健康への権利と健康を通じた権利を実現するために、国内のリーダーシップも国際的リーダーシップも奨励することの重要性を強調した。資金があってもなくても、賢明で進歩的なリーダーシップは、保健成果の不平等に対処し、保健制度における差別を除去し、有害な慣行を廃絶することにコミットし、変革的なリーダーシップのアジェンダの一部として保健政策への人権に基づく取組を取るよう他を導き、鼓舞する。そのようなリーダーシップを提供し、そのようなアジェンダに関して効果的な勢いを達成するために、「高官作業部会」はその報告書の中で、さらに機能的環境を醸成し、権利保持者である人々とのパートナーシップを築き、説明責任と透明性を強化し、健康と人権に関して組織的に報告することを各国に要請した。彼女は、政治的支援がアジェンダを達成する基本であり、国々はこの努力を会得しなければならないと締めくくった。

39. 元フィンランド大統領で、「高官作業部会」共同議長の Tarja Halonen は、健康への人権と健康を通じた人権を支援するために創設された WHO と国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)との間の構造的協力の歴史的瞬間を称賛した。彼女は、ジェンダー平等の達成と人権の支持がなければ、「持続可能な開発目標」は達成されないままであろうと警告した。持続可能な開発とその他の人権強化の核心にあると彼女の言う健康以外にジェンダー、人権、持続可能な開発の間の関連性が明白であるものはどこにもない。Ms. Halonen は、「高官作業部会」が、この仕事をいかに実現するかに関する WHO 事務局長への明確な 3 つの勧告を含め、9 つの大胆な勧告を出して、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を達成する際に政治的支援と人権の実施を確保するという任務を果たしてきたことを指摘した。その 9 つの勧告は、①人権の支持なくしては健康は改善できない、②健康なくして人権は実現できない、③最高のレベルでの大胆なリーダーシップがなければ何もできないという 3 つの鍵となる考えに基づいている。報告書は、これら目標をいかに果たすかに関するガイダンスを提供している。

40. 世界は機会と課題の交差点にあることを指摘して、Ms. Halonen は、地域の中には健康と人権、安全な中絶へのアクセスを含め、特に性と生殖に関する健康権のバックラッシュに遭遇しているところもあると述べた。しかし、彼女は、そのような傾向が、女性、子ども、思春期の若者の予防できる死亡をなくし、ジェンダー平等を達成する際の進歩を止めることはできないことを強調した。彼女は、これら目標を達成することは可能であると述べた。フィンランドの経験に基づいて、彼女は、変革とは何物をも恐れず、より良い社会、より幸福でより健康な人々につながることであることを強調した。彼女は、「持続可能な開発目標」実施の成功には、国の政府と地方自治体、市民社会及び民間セクターのかかわりが必要であると述べた。報告書は、健康への権利と健康を通じた権利を実現するために、課題に立ち向かうようこれらセクターの指導者たちに要請している。彼女は、セクター全体にわたって健康と人権が人権に基づく取組と手を携えて初めて地域社会は生存できるのみならず繁栄し変革することができることを強調した。主たる責任は加盟国と各国政府にあるが、すべての人々にこの現実を達成する際に果たすべき役割がある。Ms. Halonen は、健康への権利は各国政府が尊重するかしないかを選ぶことのできる選択肢ではなく、人権であることを今保障するために行動する緊急性を強調した。

41. ウルグアイの保健政務官 Cristina Lustemberg は、ウルグアイでは、食糧、上下水道、適切な住居、ディーセント・ワーク、情報、非差別、暴力からの自由への権利を含め、健康への権利は、国家が保証

しなければならない他の人権と相互に絡みついているものと理解されていると述べた。これらは、健康の人権決定要因の例である。健康への権利には身体的健康も精神的健康も含まれる。彼女は、暴力と虐待によって引き起こされる心理的害悪は、身体的損害よりも癒すのが難しく、人権に重点を置いて包括的で重なり合う政策を採用することが重要であると述べた。彼女は、被害者、その家族及び環境と協力する必要性を強調した。これは、公衆衛生政策が、健康に対して学際的で人権に基づく取組を採用すべきであることを意味する。

42. Ms. Lustemberg は、健康への人権に基づく取組を持つウルグアイの経験を建設的であるとも指摘した。彼女は、2008年の国内の保健制度の改革が、市民社会が意識啓発にも実施にもカギとなる役割を果たして、指導原則としての参画を強化してきたと述べた。参画は、権利保持者と市民社会がエンパワーされ、改革の実施に積極的にかかわったので、良好な結果を生んだ。彼女は、権利に基づく取組には適切な政策を立案するために、包括的なデータの収集、照合、組織化が必要であることも指摘した。ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジを可能にするために、保健資金調達においても努力が払われてきた。女性と女兒のエンパワーメントに関しては、2008年以来、性と生殖に関する健康権が、社会保護、避妊具への無料のアクセス、任意の妊娠停止及び同性愛嫌悪からの自由を保証する性と生殖に関する健康法を含めた法律を通して、ウルグアイでは保証されてきた。Ms. Lustemberg は、保健政策は、地方の状況に対する適切な対応を提供しなければならないことを強調し、ウルグアイは、妊産婦死亡率を削減する際に優れた結果を経験し、今ではラテンアメリカでもっとも低い死亡率であると述べた。

43. Ms. Lustemberg は、ウルグアイは、幼児早期発達とケアに対する不十分な支援及び残るジェンダー不平等のような残る課題に対処する努力を続け、ラテンアメリカでの地域協働を通じたものを含め、健康への権利と健康を通じた権利をさらに推進する努力を継続すると述べた。

44. ネパールの「青年チャンピオン提唱ネットワーク」のコーディネーターである Smriti Thapa は、性と生殖に関する健康の例を挙げて、人権に基づく包括的な性教育が若い人々が自分の健康、尊厳、福利を保護する基本であることが証明されていることを強調した。しかし、包括的な性教育が設置されている場合でさえ、若い人々は、学校のカリキュラムの教科の広がった社会的汚名とネグレクトのために、性教育へのアクセスを得る際に苦労していることを指摘した。彼女は、社会のジェンダー固定観念、保健ケア提供者の水平ジェンダー分離、及び健康のジェンダーの側面に関する医療カリキュラムの欠如のために女性と女兒が性と生殖に関する健康サービスにアクセスすることを妨げる障害にも言及した。

45. Ms. Thapa は、世界には前例のないほどの数の若い人々がいて、保健政策とサービスを開発し、実施し、監視する際に、若者の参画、特に若い女性の参画を確保する必要性について語っているという事実を強調した。彼女は、若い人々は自分自身の分野の専門家であり、しばしば特徴づけられるように、ただの人口配当、脆弱な集団または「未来」ではないことを強調した。彼らは現在なのである。若者が積極的役割を果たす例として、彼女は、同輩教育プログラムのような若者主導の保健イニシアティブが与えてきたような建設的なインパクトを強調して、同輩が青年の保健行為に与える強い影響力を指摘した。彼女は、2030年までに誰も取り残されないことを保障するために、青年の声、その経験、その働き及び生活が認められなければならないことを強調した。彼女は、青年指導者と青年教育者がロールモデルとしてまた「2030 アジェンダ」を達成する際の革新的解決策をもたらすことにより、持つ役割も強調した。

46. 「高官作業部会」の合同事務局長である Rajat Khosla は、差別なく、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への万人の権利が、WHO の定款で 1948 年に初めて発表されたが、議論はまだどのようにしてよりもむしろなぜこれが達成できるのかから始まることを想起することによって話を始めた。彼は、女性の権利は、いまだに国際的な場で懐疑を抱いて論じられていると述べた。

47. Khosla 氏は、2015 年に、各国は「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の下で誰も取り残さないことを公約し、万人が健康への権利を実現できるようにする国際法の下で国家は法的義務を負っていることを強調した。彼は、健康への権利は他のすべての人権を享受するための前提条件であり、良好な健康は、人権が実現されない限り享受できないと述べた。しかし、彼は、人権と特に安全な中絶を含めた性と生殖に関する健康権の実現は、ひどく不均衡であることを指摘し、女性の性と生殖に関する健康と権利の実現なくしては、「持続可能な開発目標 3」と「5」のみならず、「2030 アジェンダ」全体が、達成できないことを強調した。この点で、彼は、世界的なフォーラムのみならず、一旦帰国したならば自分の国と地域社会で責任を持ち、具体的な行動をとるよう会議室にいる人たちを含めたすべての指導者に要請した。

48. Khoal 氏は、顧客の苦情、出生登録を含めた住民登録を管理し、保健制度と品質企画の基礎である死亡原因の報告において重要な役割を果たしているので、人権に基づく取組を実施する際の保健ワーカーの重要な役割を強調した。彼は、コミットしたリーダーシップは、包括的な情報にアクセスでき、自律的な意思決定力を行使し、特に精神的・身体的健康と性と生殖に関する健康のためのサービスを受けることを仮定すれば、決められた目標を達成し、女性と思春期の若者の権利を守ることができることを強調した。彼は、万人のために保健成果を改善し、社会を変革することは可能であるが、万人がそれぞれの責任を担って初めてできると締めくくった。

C. 加盟国、オブザーヴァー国及びその他のオブザーヴァーの代表による発言

49. 代表者たちは、「持続可能な開発目標」に応えることは、健全な繁栄する社会への投資と考えられる女性と女兒への投資を必要とすることを強く確認した。すべての地域にわたって多くの各国代表団は、「高官作業部会」の報告書と「女性・子ども・思春期の若者の保健のための世界戦略(2016-2030年)」に強い感謝の念を表明した。代表団の中には、「高官作業部会」が提案した合同プログラムを通して、WHO と OHCHR との間のより密接な協働を奨励したところもあった。

50. 多くの代表団は、「目標 3」と「目標 5」が性質上相互に関連していることを強調しつつ、「持続可能な開発目標」のすべてのターゲットにジェンダーの視点を主流化する必要性を強調した。「目標 5」の下でジェンダー平等を達成するには、女性の健康への権利と健康を通じた権利を享受する能力は差別がないことにかかっているため、すべての女性と女兒のための健康へのアクセスを改善することが必要である。健康への権利が支持されている場合には、個人は、教育への権利と社会とリーダーシップへの女性の平等な参画への権利を含め、その他の権利を主張する可能性がより高い。代表団は、ジェンダー不平等、重なり合う形態の差別、有害な社会的・文化的規範と慣行、女性と女兒の健康への権利と健康を通じた権利の享受に対する主要な障害として、女性と女兒が直面するジェンダーに基づく暴力を明らかにした。代表団の中には、万人のためにジェンダー平等、健康及び福利を達成しようとする努力は、それぞれの国家の国の優先事項と文化的・宗教的・歴史的な開発状況に基づいて追求されるべきであると警告した。

51. 多くの代表団は、女性と女児の性と生殖に関する健康サービスへのアクセスの継続する欠如について懸念を表明した。代表者の中には、「持続可能な開発目標 3」と「5」を達成するための基本的要素として、性と生殖に関する健康と権利を実現することの重要性を強調したところもあった。代表団は、世界人口の40%が中絶へのアクセスが制限されている国で暮らしており、世界中で2億2,000万人の女性の家族計画の必要が満たされておらず、毎年2,000万件の危険な中絶という結果となっていると述べた。出産中、妊娠中の併発症は、15歳から19歳までの女児の2番目に大きな死亡原因である。性と生殖に関する健康権を尊重し成就することは、女性と女児がその他の権利を主張できるようにする。代表団は、有害な社会的・文化的規範は、女性と女児によるその性と生殖に関する健康権の享受に対する差別的な障害となり、その尊厳と福利を損なっていると述べた。代表団は、女性と女児が自分自身の生活と身体について自治権を持つことも強調したが、これは包括的な性教育、情報及び性と生殖に関する健康サービスの選択とアクセスを通して保証されるべきである。代表者の中には、LGBT及び間性の人たちが直面する差別と排除の高い危険を強調した者もあったが、これは性と生殖に関する健康と権利を含めた健康への権利の享受の否定という結果となる。

52. 代表者の中には、人道危機が女性と女児に与える不相応なインパクトを述べ、そのような状況の中で活動している女性グループにもっと支援が与えられる必要があると述べた者もあった。脆弱なまたは紛争の状況では、平和にのみ重点を置くことによって、健康権は周縁化されるかも知れない。代表者たちは、女性をエンパワーするために、危機の間及び人道的状況での性と生殖に関する健康権へのアクセスの重要性も強調した。彼らは、サービスへの女性と女児のアクセスを監視し、説明責任メカニズムを改善するために、プライマリー・ヘルスケアと性と生殖に関する健康サービスへのアクセスに関するデータと情報の収集を改善する必要性を述べた。中には、保健に人権に基づく取組を適用することの重要性を強調した者もあった。代表団は、青年の参加を確保すること、精神衛生に対処すること及びジェンダーに差別的な刑法及びデジタル技術におけるジェンダー格差をなくすことも強調した。

D. 回答とまとめ

53. Ms. Halonen は、性と生殖に関する健康に関するサービスの提供を含め、国家が良い、質の高い保健制度のアクセス可能性を保障することができる方法についてコメントした。彼女は、(a)保健制度に十分な資金が配分されることを保障するための予算分析、(b)保健ワーカーのエンパワーメント、(c)すべての関連行為者を巻き込む多様なステイクホルダーの取組の採用という3つの点を強調した。彼女は、国の政府と地方自治体の重要な役割、国家が市民社会や民間セクターと協力する必要性及び保健ケア制度の立案の核心に個人を位置づける必要性を強調した。まとめとして、Ms. Halonen は、広範な国連機関の間のさらなる協力を要請した。彼女は、精神衛生をめぐる汚名の謎を解くこと、LGBT及び間性の人々の性と生殖に関する健康と権利の保護の重要性についてもコメントした。

54. Ms. Lustemberg は、保健制度における女性とLGBT及び間性の人たちの性と生殖に関する健康ニーズに対する尊重を確保する際のウルグアイでの経験を振り返った。彼女は、(a)公共と民間の保健サービスにおける性と生殖に関する健康権を保証する法律の制定、(b)すべての利用者に機密のサービスを提供する保健ケア施設での学際チームの設置、(c)公共の保健施設での基本的な無料の避妊サービスの提供、(d)同性愛嫌悪のないサービスを提供する保健ケア施設の認証と保健ケアの場でのLGBT及び間性の人々の権利を保証するガイドラインとマニュアルの開発、(e)避妊具の利用とアクセスを推進す

ることにより十代の妊娠の数を減らすための南米での地域戦略の開発及び学校でのカウンセリングと必須の性教育の提供、(f)安全で任意の中絶の法的承認を含め、この点でウルグアイが取った行動を分かち合った。Ms. Lustemberg は、女性のより良い政治的代表者数が、国内及び国々の間の不平等に対処するために必要であり、言葉を行動に変えるために、真の政治的リーダーシップが最高のレベルで必要とされると締めくくった。

55. Ms. Thapa は、人道状況での性と生殖に関する健康サービスへのアクセスを確保する措置を含め、ジェンダーに配慮した災害の備えの重要性を強調した。彼女は、地震に先立つ国の災害に対す備えに対して払われた努力にもかかわらず、性と生殖に関する健康サービスが即座の人道対応に含まれていないことを指摘して、地震の余波でのネパールの最近の経験について述べた。対応には最低限のサービスが欠けており、月経衛生も考慮していなかった。彼女は、この経験に基づいて、政府は市民社会団体と協力し、ジェンダーに基づく暴力、安全な中絶及びより一般的に女性の保健ニーズを含め、ジェンダー問題に対処して、人道対応のためのガイドラインと政策を採用していると述べた。

56. Ms. Thapa は、さらに、社会的・文化的障害に対処する必要性を強調して、多くの思春期の若者は、自分の性と生殖に関する健康への権利に気づいていないと述べた。そうする際に、彼女は、過激主義と闘い、リーダーシップと機会で若い女性をエンパワーするために、宗教団体や指導者との協力を要請した。彼女は、性と生殖に関する健康権と産科暴力に関する質の高い指標の必要性を強調して、真にジェンダー平等な世界は、性と生殖に関する健康権は基本的人権であるという認識にに基づいて女性と女兒が自分自身の身体を自治的に管理して初めて可能であると締めくくった。

57. Khoslad 氏は、ジェンダーに基づく暴力の問題は重なり合うものであるが、この側面が適切に対処されてこなかったと考えていた。前進の道として、彼は、(a)証拠に基づく介入を用いること、(b)有害な男らしさとジェンダー規範を変えるために男性と男児をかかわらせること、(c)臨時的短期的介入よりは長期的で組織的な取組を用いること、(d)変革の担い手として女性と女兒のリーダーシップを尊重すること、(e)対人暴力、特に女性と女兒及び子どもに対す暴力に対処するための国の多部門的対応の中で保健制度の役割を強化する「WHO 世界行動計画」に基づいて、早期警告サインの明確化を含め、女性と女兒に対する暴力に対処する保健ワーカーの役割を強化することの重要性を強調した。

58. Khosla 氏は、OHCHR と WHO がもっと密接な協力を始めるべきであることも強調し、WHO 新事務局長が健康と人権の重要性に気付いたとそのステートメントで述べていることに言及して、WHO にはそうする用意があることを確認した。

59. 人道の場で性と生殖に関する健康を優先することに関しては、Khosla 氏は、(a)単なる被害者としてではなく最初に対応する人として女性の役割を認めること、(b)多様な危険評価を適用し、人道危機の始まりから包括的な性と生殖に関する健康サービスを提供すること、(c)性と生殖に関する健康に関する良い、質の高いデータを収集することを要求する証拠に基づく取組が確立されてきたことを強調した。

60. Khosla 氏は、「2030 アジェンダ」の核心にある説明責任を確保すようにとの呼びかけで締めくくった。彼は、地方に行き、そのレベルで変革を有効にする若い女性の役割を認めが必要であることを強調した。

61. 豊かで建設的な討議を認めて、司会者は、その他の権利を可能にするものとしての健康への権利に対する幅広い理解と多くの行為者により表明されたコミットメントを述べることにより締めくくった。彼女は、世界人口、特に女性と女児の福利のための勧告を実施するために、「高官作業部会」によって生み正された政治的勢いを完全に利用する必要性を強調した。彼女は、「高官作業部会」の報告書を自分のものにし、アジェンダを前進させるために行動を起こすようそれぞれの国に要請した。

(別紙に続く)